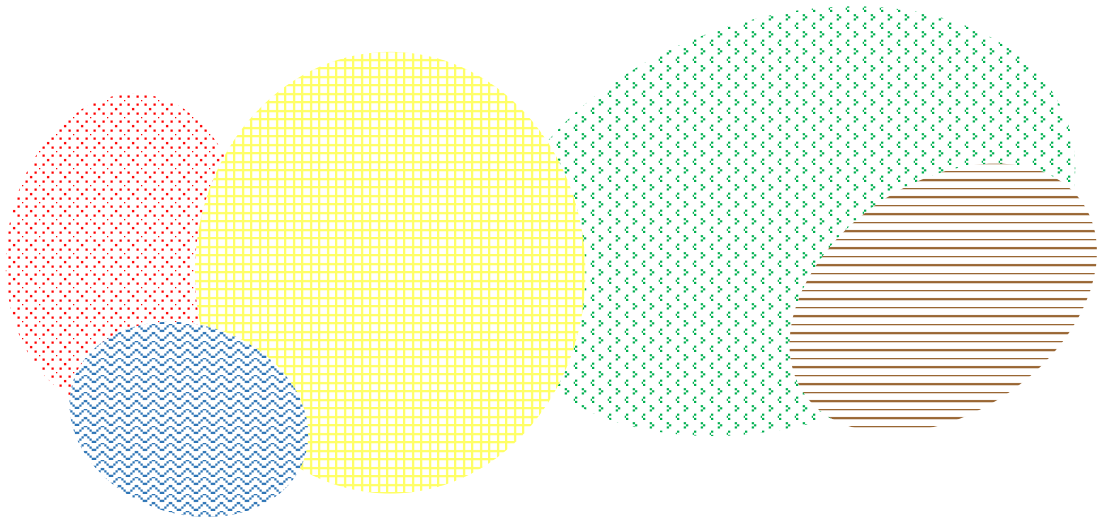


第4次西予市地域福祉計画

～せいよ ささえあいプラン～

(令和7年度～令和11年度)



令和7年3月

西 予 市

はじめに

本市においては、平成 21 年度に「ともに
支え合う輪を広げよう西予」を基本理念とし
た「第1次西予市地域福祉計画」を策定し、
その後、平成 25 年度（平成 26 年3月）、
令和2年度（令和 2 年 10 月）に見直しを行
い、関係機関や各種団体等と連携しながら、
市民の皆様と共に地域福祉の推進を図ってま
いりました。



近年、少子高齢化や個人（世帯）の抱える問題の複雑化・複合化、地域のつながりの希薄化等が課題となっております。行政や相談支援機関だけでは問題解決は困難であり、これからも、市民の皆様や地域活動団体等と協働しながら取り組みを進めていく必要があります。

こうしたなかで、新たな計画となる「第4次西予市地域福祉計画」においては、第3次計画に引き続き「みんながささえあい くらして安心が体感できるまちづくり」を基本理念として掲げました。

これからも一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けて、本計画を踏まえ、各種施策や取り組みを積極的に推進してまいりますので、皆様のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画を策定するにあたり、ご意見を頂戴しました「西予市地域福祉計画策定委員会」の皆様をはじめ、アンケート調査などで貴重なご意見を頂きました市民の皆様、各種団体・関係機関の皆様から感謝申し上げます。

令和7年3月

西予市長 管家 一夫

目 次

第1章 地域福祉計画の策定にあたって.....	1
(1) 計画策定の目的	1
(2) 地域福祉とは	2
(3) 第3次計画の振り返り.....	5
(4) 計画の位置づけ.....	9
(5) 地域福祉推進のための圏域設定の考え方	10
(6) SDGsへの取り組み	11
(7) 計画の期間	12
第2章 市の地域福祉を取り巻く現状.....	13
(1) 少子高齢化の進展・人口減少.....	13
(2) 世帯の状況	16
(3) 要介護者・要支援者の状況.....	17
(4) 障がい者の状況.....	18
(5) 児童扶養手当・特別児童扶養手当の状況.....	19
(6) 出生者の状況	19
(7) 生活困窮世帯の状況	20
(8) 犯罪の状況	20
第3章 地域福祉にかかる市民意識とニーズ.....	21
(1) 近所の人との関係が希薄化	21
(2) 高齢者、障がい者等で困っている世帯には	23
(3) ボランティアの輪を広げるには.....	23
(4) 災害時に住民がささえあう地域づくりについて.....	25
(5) 福祉のまちづくりの推進について	25
(6) 自由記述から	26
第4章 地域福祉推進の基本課題	27
(1) 地域福祉の意識・しくみづくり.....	27
(2) 地域福祉をささえる人づくり.....	27
(3) 安心して生み育てられるしくみづくり.....	28
(4) 安心してらせるまちづくり	28
(5) 福祉サービスの利用促進	28
第5章 計画の基本的な考え方.....	29

(1) 基本理念	29
(2) 計画の基本目標	30
(3) 施策の体系	33
第6章 地域福祉推進の取り組み	34
基本目標1 ささえあう意識づくり	34
(1) 啓発・広報活動の推進	34
(2) ふれあい・交流活動の推進	35
(3) 福祉学習の推進	37
基本目標2 つながり・ささえあう地域づくり	40
(1) 見守り活動の充実と支援体制づくり	40
(2) 住民が主体的に地域課題を解決できる体制づくり	42
(3) ボランティア活動の推進	44
(4) 公共施設の有効活用・充実	46
(5) 各種団体の活動支援	48
基本目標3 福祉サービスの充実と包括的な支援体制づくり	50
(1) だれもがわかりやすい情報発信の充実	50
(2) 相談体制の充実	52
(3) 福祉サービスの充実と質の向上	54
(4) 成年後見制度の利用促進（西予市成年後見制度利用促進計画）	57
(5) 権利擁護（虐待・DV防止等）の推進	59
(6) ケアマネジメントの充実	61
基本目標4 安心・安全のまちづくり	64
(1) 災害に強いまちづくり	64
(2) 外出・移動支援の充実	67
(3) 防犯活動の推進	69
(4) 再犯防止施策の推進（西予市再犯防止推進計画）	71
第7章 計画の推進体制	74
(1) 計画の推進と普及啓発	74
(2) 社会福祉協議会との連携	74
(3) 計画の進行管理	74
資料編	75
(1) 計画策定経過	75
(2) 西予市地域福祉計画策定委員会設置要綱	76
(3) 西予市地域福祉計画策定委員会委員名簿	78

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

(1) 計画策定の目的

「地域福祉」とは、すべての住民が互いに人権を尊重し、地域における問題を自分たちの問題としてともに考え、解決へ向けて活動し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるような地域社会を、みんなて助け合いながら築いていこうとする取り組みやしきみづくりのことです。

本市においても人口減少、少子高齢化や核家族化が急速に進むとともに、住民相互のコミュニケーションの希薄化等、地域や家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、社会的孤立、8050問題¹、ダブルケア²など個人や世帯が抱える課題は複合化してきています。

さらに、平成30年7月豪雨により、これまでに経験のない災害が発生し、多くの市民が被災し、尊い命や財産を失いました。このことを受けて、改めて災害対策や地域のつながり・コミュニティの重要性が認識されることとなり、地域でのささえあいの体制づくりが強く求められているところです。

また、このような住民の暮らしや社会構造の変化を踏まえ、様々な地域課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民がささえあい、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現に向け取り組んでいく必要があります。

これらのことから、市民の一人ひとり、社会福祉法人、ボランティア、NPO法人³など地域で暮らし活動する誰もが一体となって行政とともに、地域福祉をより効果的に推進するため「第4次西予市地域福祉計画」を策定するものです。

¹ 8050 問題

高齢の親と無職独身や障害をもつ 50 代の子が同居することなどによる問題

² ダブルケア

介護と育児に同時に直面するなど2つ以上の課題を抱える状況

³ NPO

Non-Profit-Organizaitin（非営利組織）の略語で、営利を目的とせず、社会貢献を目的として活動する民間の団体のことを言う。

(2) 地域福祉とは

私たちは、地域の中で様々な人たちとかわりながら生活し、その暮らしの中で、様々な生活課題や不安、ストレスを抱えています。このような様々な問題を解決するためには、地域でつながり、ささえあうことが重要であり、この「つながり」「ささえあい」こそが地域福祉の考え方です。

誰もが自分らしくいきいきと暮らしていくためには、次のような取り組みが必要となってきます。

- ・日常的に身の回りて起こる問題は、まず自分・家庭の中で解決する(自助)
- ・自助により解決できない問題は、ご近所や自治会の中で解決する(互助・共助)
- ・互助・共助で解決できない問題は、行政などの支援により解決する(公助)

また、社会福祉法第4条では、「①地域住民」「②社会福祉を目的とする事業を営業者」「③社会福祉に関する活動を行う者」は相互に協力し、地域福祉の推進に努めなければならないことが規定されており、それぞれ次のような住民、団体等が地域福祉の担い手となります。

①地域住民・・・地域で生活を営むすべての住民

②社会福祉を目的とする事業を営業者のもの・・・社会福祉法人、福祉サービスを提供するNPO法人、民間企業、生協・農協等の事業者

③社会福祉に関する活動を行う者・・・ボランティアやNPO、民生委員・児童委員等の地域で福祉活動を行う人及びグループや団体

社会福祉法における「地域福祉」に関する規定(抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(参考) 地域福祉関係の動向

平成25年 障害者総合支援法の施行

地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずる。

平成25年 災害対策基本法改正

東日本大震災の教訓を生かし、今後の防災対策を充実・強化するため、災害対策基本法の一部が改正された。

(避難行動要支援者名簿の作成、防災マップの作成など)

平成27年 生活困窮者自立支援法の施行

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給などの支援を行うため生活困窮者自立支援法が施行された。

平成28年 社会福祉法改正

社会福祉法が改正され、第24条第2項の規定に基づき、「地域における公益的な取組」が社会福祉法人の責務として位置づけられた。

平成28年 成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行

認知症、知的障害などにより財産の管理又は日常生活等に支障がある住民を支える重要な手段である成年後見制度が、十分に利用されていないことに鑑み、制度の利用促進を目的として施行された。

(①制度の理念の尊重、②地域の需要に対応した制度の利用の促進、③制度利用に関する体制の整備)

平成28年 再犯防止等の推進に関する法律の施行

再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として施行された。

平成29年 社会福祉法改正

改正により、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく地域共生社会の実現を目指す。

また、地域福祉計画の策定が努力義務化され、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づけることとされた。

平成30年 障害者総合支援法改正

障がい者自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し等を図るため、障害者総合支援法が改正された。

令和2年 社会福祉法改正

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援などの所要の措置を講ずることを目的として改正された。

・令和2年の社会福祉法改正では、地域共生社会の実現を目指すための体制整備事業として、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う新たな事業（重層的支援体制整備事業）の枠組みが創設されました。

※実施を希望する市町村による任意事業

図 1-1 重層的支援体制整備事業について



出典：厚生労働省資料

(3) 第3次計画の振り返り

第3次計画では、基本目標として「(1)ささえあう意識づくり」「(2)つながり・ささえあう地域づくり」「(3)福祉サービスの充実と包括的な相談体制づくり」「(4)安全・安心のまちづくり」を掲げ、その実現を図るため、各種の地域福祉事業を推進してきました。

基本目標ごとの主な取組みは次のとおりです。

(第3次) 基本目標1 ささえあう意識づくり

誰もがいきがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域でのささえあいが重要であり、その意識を育むことができるよう、地域での交流の場づくりやしくみづくりを推進しました。

(主な取組み)

- 広報紙、ホームページ、ケーブルテレビによる情報提供
- 地域において昔から受け継がれている行事や新たな地域イベントの開催
- 学校における総合的な学習の時間や課外活動の時間などを活用した体験型の福祉教育
- 地域における人権学習や世代間交流事業の実施
- 男女共同参画啓発事業

指標(アンケートの設問から)	平成 30 年度	令和 6 年度
これからも現在のところに住み続けたいと思う人の割合	62.3%	70.3%
地域社会にささえられていると思う人の割合	74.0%	73.0%

「地域社会にささえられていると思う人の割合」は前回同様7割を超え、また、「これからも現在のところに住み続けたいと思う人の割合」が70.3%に増加しております。

市内の機関、団体による多様な活動と地域交流、地域福祉の推進により、市民が今の場所に住み続けたいと思う気持ちが育まれ、地域の住みやすさを感じることでできるささえあいの意識が醸成されています。今後も地域でささえあう力の活性化を図っていく必要があります。

(第3次) 基本目標2 つながり・ささえあう地域づくり

地域福祉を推進していくために、地域住民やボランティア、地域住民を主体とする各種団体、NPO 等が中心となり、地域課題を解決できるようなしくみづくりを進めました。

(主な取り組み)

- 見守りネットワークづくり事業
- 高齢者あんしんネットワーク事業
- 公民館をセンター化(地域づくり活動センター)
- 各種ボランティア講座・研修会の開催
- 各種団体の活動支援と連携強化

指標(アンケートの設問から)	平成 30 年度	令和 6 年度
近所づきあいにある程度以上満足している人の割合	70.6%	71.4%
地域でのボランティア活動に参加していない人の割合	34.4%	39.8%

「近所づきあいにある程度以上満足している人の割合」は前回同様に7割を超えておりますが、「地域でのボランティア活動に参加していない人の割合」は 39.8%へ上昇しております。これは新型コロナウイルス感染症の拡大が影響していると思われます。同感染症の取り扱いが緩和されて以降、いかに参加者を元に戻し、さらに増やしていくかが課題となっております。

市では、地域交流、地域づくりの拠点として、公民館に替わり、令和 5 年度に各地域へ「地域づくり活動センター」を設置し、地域課題の解決に向けて地域と行政が協働していく取り組みを始めました。この取り組みは地域福祉にとっても大きな一歩であり、住民の地域活動への参加や関心も徐々に拡大してきています。

（第3次） 基本目標3 福祉サービスの充実と包括的な 相談体制づくり

利用者が適切にサービスを選択し利用できるよう、福祉に関する適切な情報提供や相談支援体制の充実及び他機関が協働した包括的な相談体制づくりを図りました。

（主な取組み）

- 介護保険制度パンフレットの作成・配布
- 福祉総合相談センター、こども家庭センターの設置・運営
- 在宅ねたきり老人等介護手当支給事業、障害者総合支援給付事業、放課後児童健全育成事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 障害者虐待防止対策支援事業
- 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、在宅医療・介護連携推進事業

指標（アンケートの設問から）	平成 30 年度	令和 6 年度
保育サービス、高齢者や障がい者への福祉サービス、健康づくりに関する情報など、市の保健福祉情報を必要とした人の割合	36.3%	29.6%
市の福祉サービスについて、ある程度以上の情報と知識があると思う人の割合	43.0%	39.3%
市の保健福祉情報を必要としたとき、すぐに入手できた人の割合	61.0%	64.9%

高齢化は急速に進んでいますが、「保育サービス、高齢者や障がい者への福祉サービス、健康づくりに関する情報など、市の保健福祉情報を必要とした人の割合」は 29.6%と低くなっています。「市の福祉サービスについて、ある程度以上の情報と知識があると思う人の割合」は約 4 割であり、市の福祉サービスについて情報・知識が無い人が 6 割存在することがわかります。「市の保健福祉情報を必要としたとき、すぐに入手できた人の割合」が 64.9%と増加しております。引き続き、相談体制や各種福祉サービスとその広報活動の充実を図り、情報をよりわかりやすく、得やすくすることに努めていく必要があります。

令和 6 年度、市は、妊娠期から子育て期にわたる家庭支援を統括して担う「西予市こども家庭センター」を新たに設置しました。母子保健と児童福祉を一体化したことにより相談窓口としても市民に対してわかりやすくなりました。

(第3次) 基本目標4 安全・安心のまちづくり

あらゆる災害から市民の生命、財産を守るため、行政において災害対策を推進するとともに、高齢者や障がいのある人が暮らす地域での自主的な防災活動や支援の体制づくりに取り組みました。

(主な取り組み)

- 防災対策啓発活動事業、福祉避難所機能強化・整備促進事業
- 地域公共交通確保維持改善事業、生活交通バス運行事業
- 防犯対策事業、青色防犯パトロール

指標(アンケートの設問から)	平成 30 年度	令和 6 年度
地震や火事などの災害に対して悩みや不安を感じている人の割合	12.9%	16.4%

度重なる災害の発生や防災対策の啓発活動等により市民の災害への悩み・不安が大きくなり、関心や危機意識が高まってきていることがわかります。これからも防災意識の高揚と災害対応力の向上を図るための防災対策を推進していく必要があります。

要支援者の把握と個別の具体的な避難について、西予市避難行動要支援者避難支援計画に基づき、各地区の自主防災会の協力を得て避難行動要支援者名簿、個別避難計画の作成に着手しています。このような具体的な対策・対応に住民が関わることでより関心が高まることも期待できます。

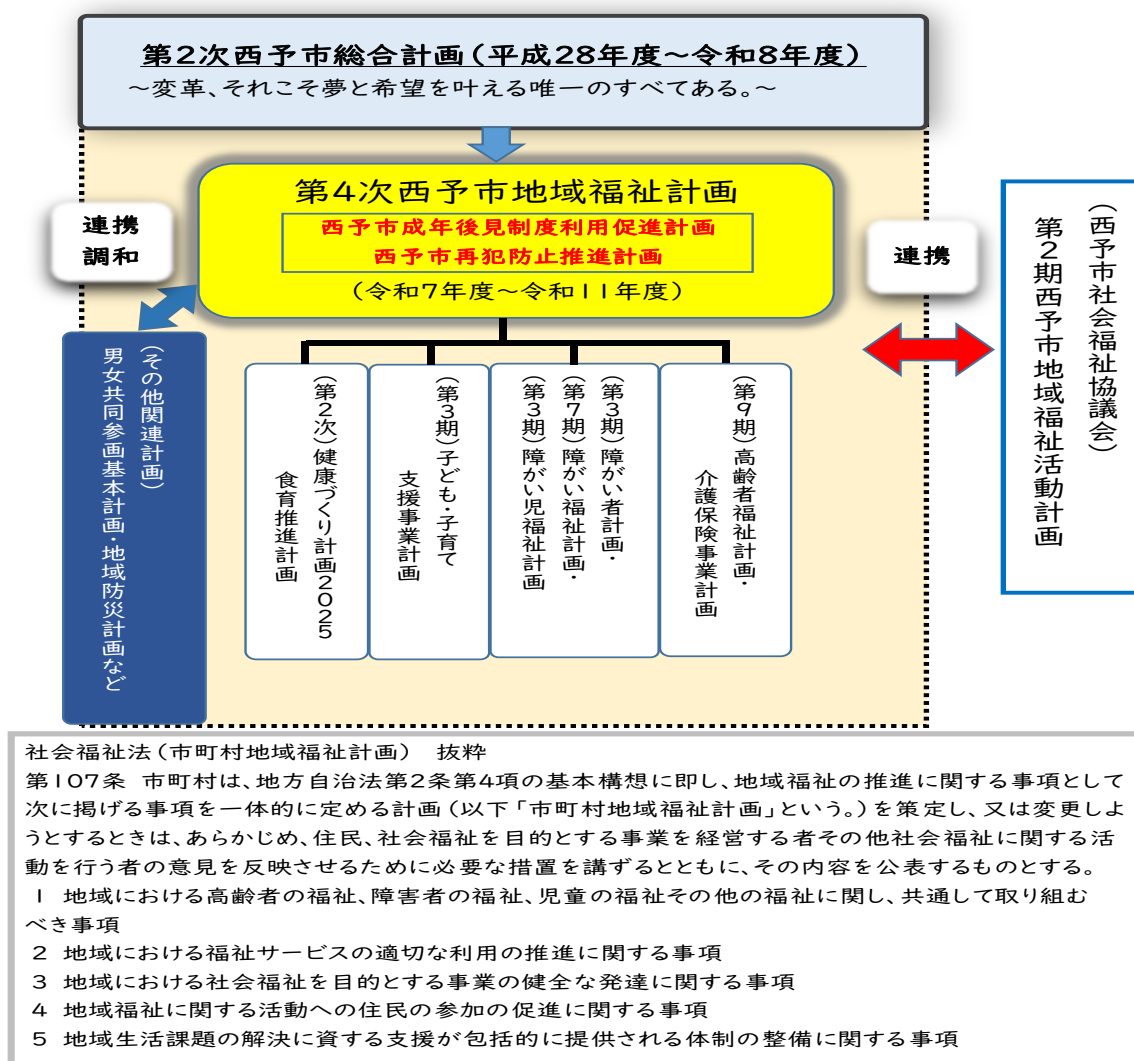
(4) 計画の位置づけ

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、市の将来を見据えた地域福祉のあり方や地域福祉推進のための基本的な施策の方向を定めるものです。

特に、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」などこれまでの福祉分野別の個別計画の中で掲げられた理念・目標を尊重しながら、地域福祉の理念や福祉ビジョンを定めるとともに、「自助・共助・公助」の観点から取り組みの方向を定めるものとします。

なお、本計画の実施にあたり「西予市総合計画」を最上位計画として、「男女共同参画基本計画」、「地域防災計画」などあらゆる計画との調和を図りながら推進していきます。

図 1-2 地域福祉計画と他の計画との関係及び社会福祉法第107条

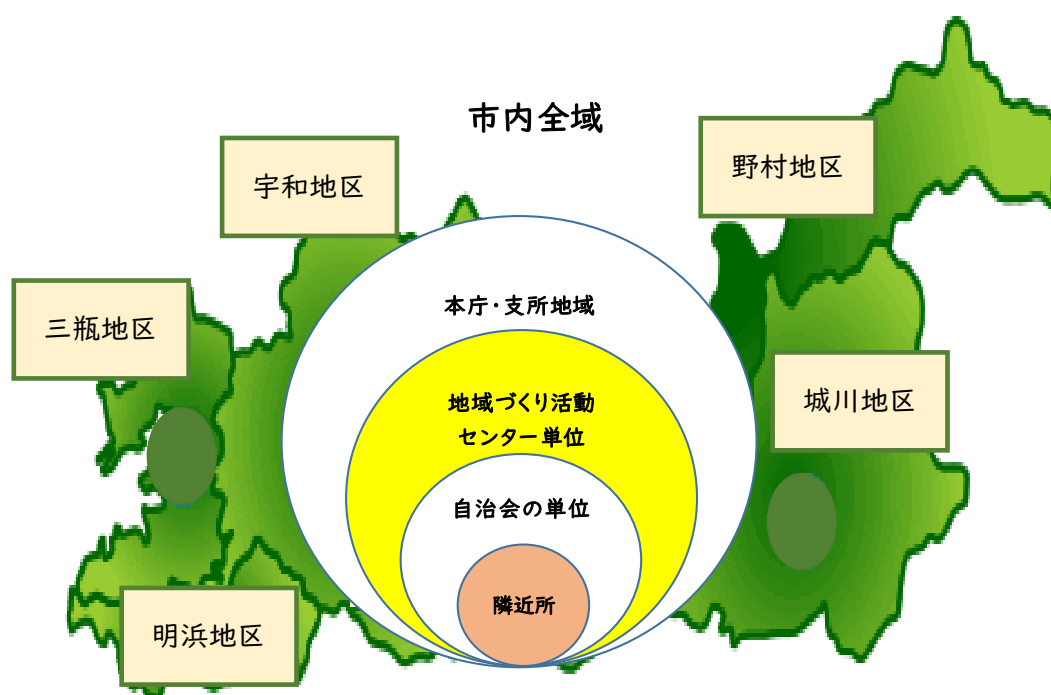


(5) 地域福祉推進のための圏域設定の考え方

地域づくり活動、地域コミュニティとしての地域の範囲は、基本的には地域づくり活動センター単位が中心となりますが、地域福祉を推進するうえでは、様々な地域の範囲の設定が必要となります。隣近所や自治会は、相互のささえあい、見守り活動等の最も身近な範囲であり、さらに医療・保健・介護・福祉の連携、地域福祉の意識づくりを促進する施策などは、市内全域で取り組む課題であるように、様々な圏域の中で重層的に取り組むことが重要です。

そこで、次のような階層ごとの圏域設定を行い、それぞれの圏域レベルの特性を踏まえた地域活動を支援するネットワーク構築に取り組む必要があります。

図 1-3 地域福祉推進の圏域



(6) SDGsへの取り組み

SDGs(エス・ディー・ジーズ〈Sustainable Development Goals〉)とは、平成 27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて掲げられた、2016 年から 2030 年までの国際目標です。

SDGsでは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、17 の国際目標と 169 のターゲット(指標)から構成されています。

自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた取り組みが求められています。将来にわたり人々が地域で安心して暮らせるような、持続的なまちづくりを目指し、暮らしの維持や再生を図ることがSDGsの理念と重なり合うことから、地域福祉計画はSDGsを福祉的側面から推進していきます。



本計画においても、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念に沿って、地域の生活課題の解決に向けた福祉のまちづくりを持続的に推進していくこととします。本計画で主に取り組むSDGsの目標は、以下のとおりです。



貧困をなくそう
あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



人や国の不平等をなくそう
国内および国家間の不平等を是正する



すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



住み続けられるまちづくりを
都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする



質の高い教育をみんなに
すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



平和と公正をすべての人に
持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



働きがいも経済成長も
すべての人のための持続的、包摂かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する

(7) 計画の期間

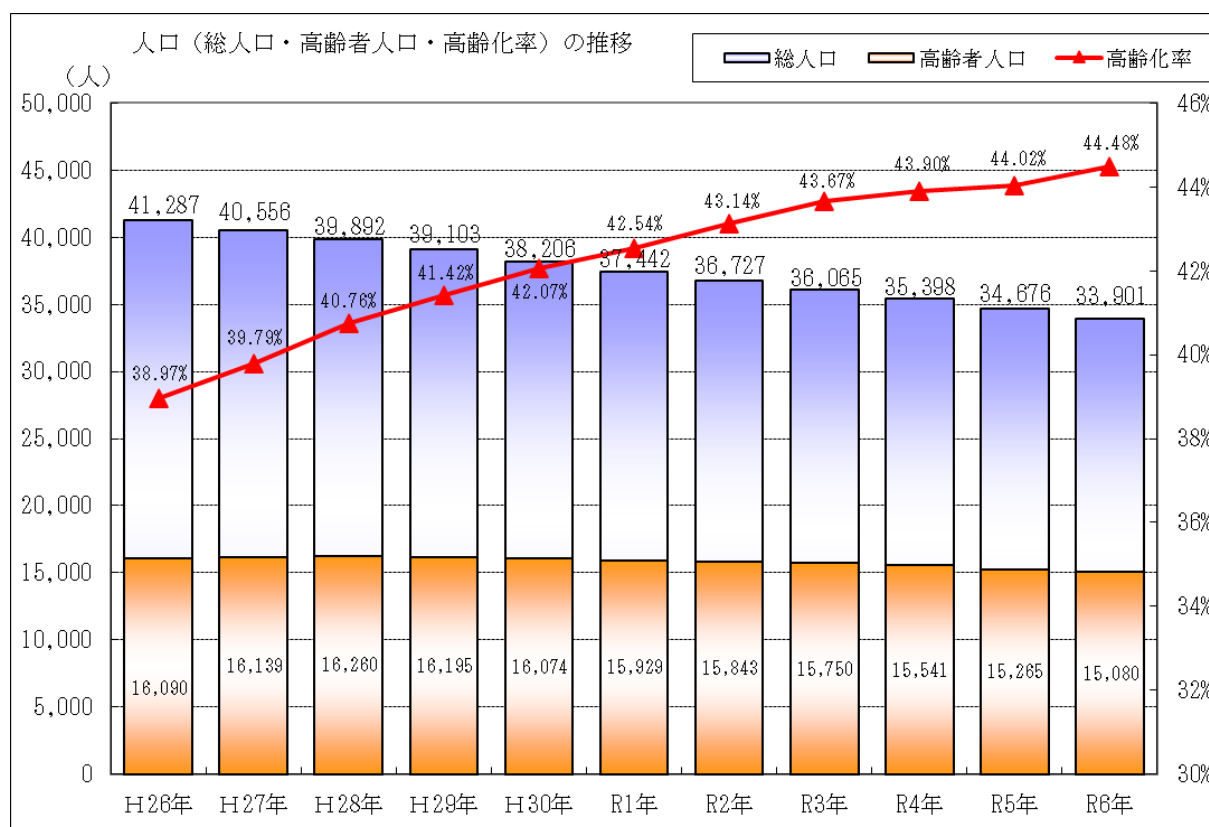
計画の計画期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。この計画に基づき取り組みを推進し、関係する他の計画との整合を図りながら中間評価を行い、必要に応じて見直しを行うこととします。

第2章 市の地域福祉を取り巻く現状

(1) 少子高齢化の進展・人口減少

本市の総人口は、33,901 人（令和 6 年住民基本台帳）で、近年の推移をみると平成 26 年の 41,287 人から 7,386 人（17.9%）の減少となっており、人口減少に歯止めがかからない状況となっています。高齢化率についても、依然として上昇し続けており、令和 6 年には 44.4%を超え、超高齢社会となっています。

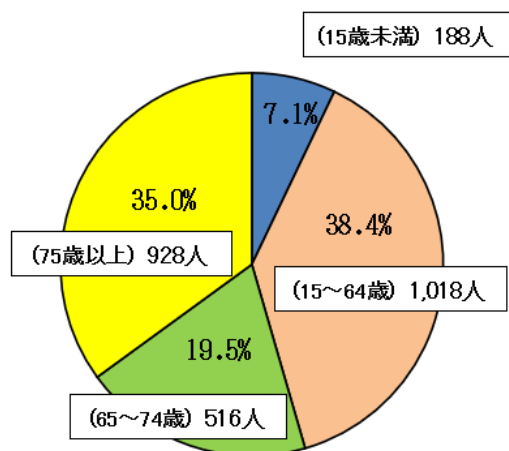
図 2-1 人口の推移（住民基本台帳より）



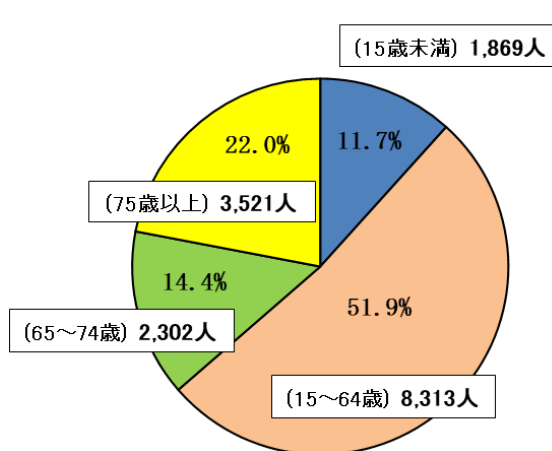
※各年 10 月 1 日現在。

図表2-2 各地区年齢別人口（住民基本台帳 令和6年10月1日現在）

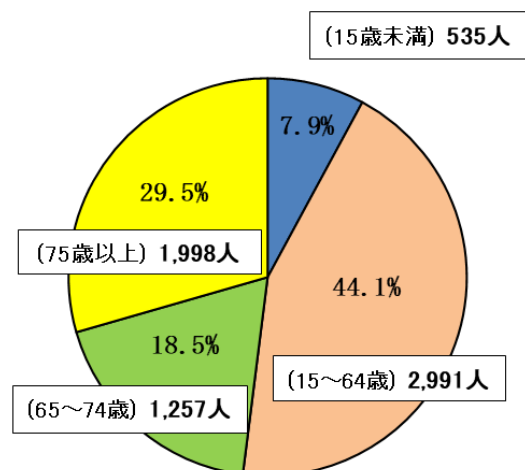
明浜地区:2,650人



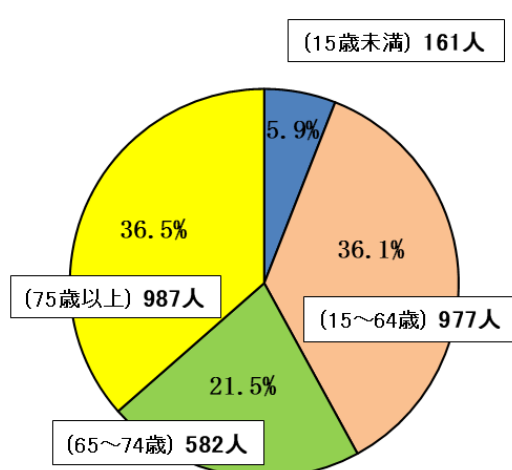
宇和地区:16,005人



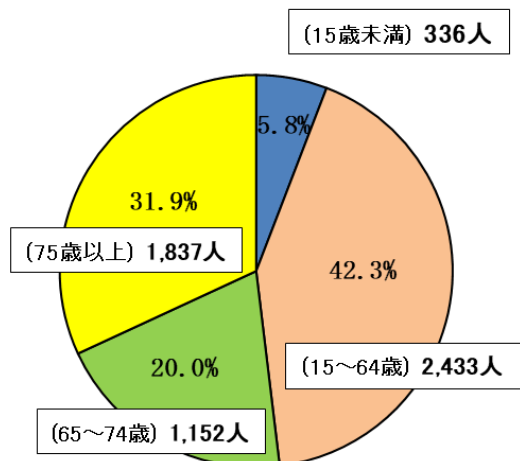
野村地区:6,781人



城川地区:2,707人



三瓶地区:5,758人



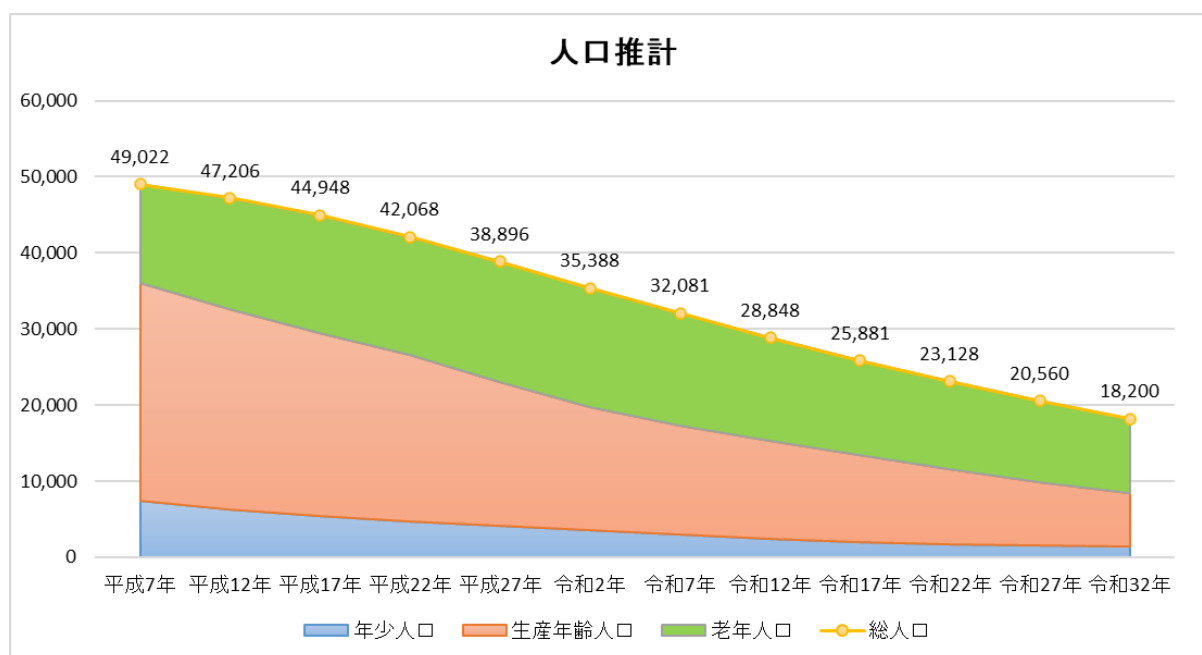
- 年少人口（15歳未満）
- 生産年齢人口（15～64歳）
- 前期高齢者人口（65～74歳）
- 後期高齢者人口（75歳以上）

人口推計においては、年少人口（15 歳未満）は平成 22 年の 4,744 人から令和 2 年には 3,579 人へと 10 年間で 1,165 人（24.6%）減少しており、少子化傾向がより顕著となっています。同様に、生産年齢人口（15～64 歳）についても、21,788 人から 16,204 人と 5,584 人（25.6%）減少しています。

老年人口（65 歳以上）については、平成 22 年の 15,536 人から令和 2 年の 15,605 人へと 10 年間でみると 69 人（0.4%）増加しているものの、平成 27 年の 15,867 人をピークとして今後も減少していくと見込まれております。

人口減少は今後もさらに進展し、令和 32 年には総人口が 18,200 人となる見込みとなっています。

図 2-3 人口推計（国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』参照）



	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年
年少人口	7,437	6,282	5,413	4,744	4,199	3,579	2,932	2,399	1,987	1,729	1,543	1,362
生産年齢人口	28,538	26,338	24,114	21,788	18,830	16,204	14,416	12,838	11,421	9,804	8,289	7,003
老年人口	13,047	14,586	15,421	15,536	15,867	15,605	14,733	13,611	12,473	11,595	10,728	9,835
総人口	49,022	47,206	44,948	42,068	38,896	35,388	32,081	28,848	25,881	23,128	20,560	18,200

※年少人口（15 歳未満）、生産年齢人口（15～64 歳）、老年人口（65 歳以上）

※令和 2 年は国勢調査による実績値

(2) 世帯の状況

国勢調査によると西予市における世帯数は、令和2年では 15,409 世帯で平成 27 年の 16,301 世帯から 892 世帯 (5.5%) 減少しました。

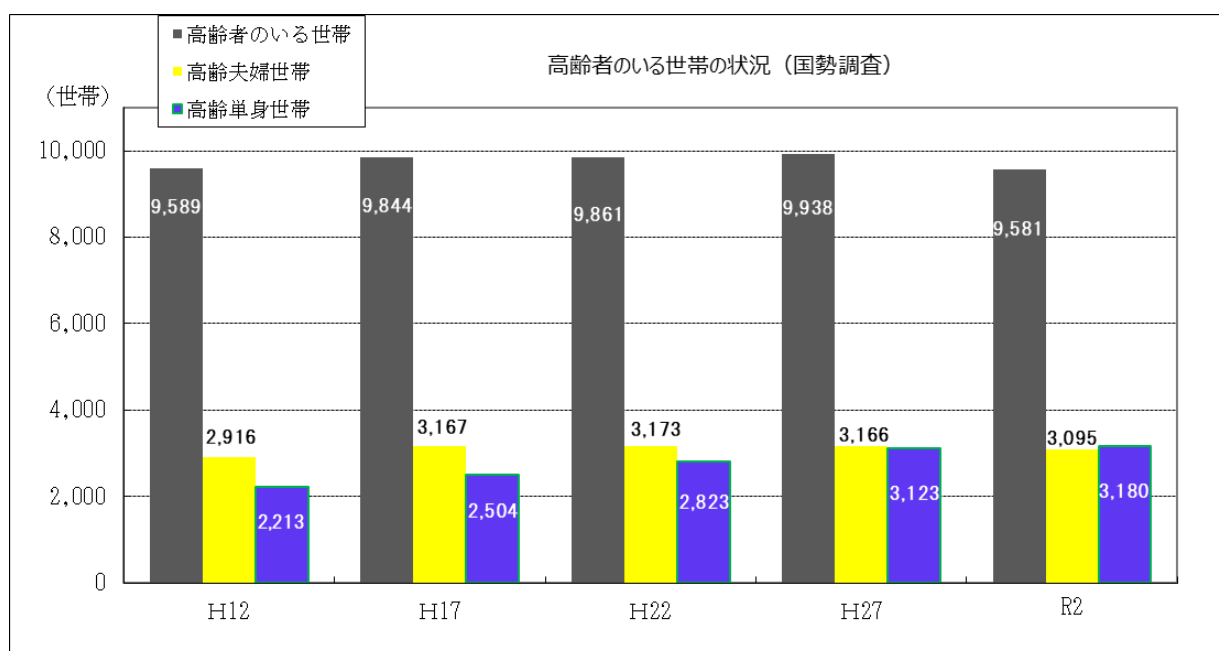
一方、一世帯当り人数をみると、令和2年では 2.30 人で平成 27 年の 2.39 人から 0.09 ポイント減少し、世帯の少人数化が進んでいます。

高齢者の増加に伴い、高齢者のいる世帯 (65 歳以上の親族のいる世帯) は平成 12 年の一般総世帯 17,440 のうち 9,589 世帯から令和2年の一般総世帯 15,409 のうち 9,581 世帯となり、一般総世帯に占める割合が 55.0%から 62.2%へ上昇しております。

また、地域で安心して暮らしていくために支援が必要になる可能性が高いと考えられる高齢単身者世帯 (一人暮らし高齢者世帯) が 3,180 世帯、高齢夫婦世帯 (夫 65 歳以上妻 60 歳以上の世帯) が 3,095 世帯にのぼります。

図表2-4 世帯数の推移 (国勢調査)

年 項目	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	増減率		
					H17-H22	H22-H27	H27-R2
総人口	44,948	42,080	38,919	35,388	△6.38	△7.51	△9.07
世帯数	17,529	17,096	16,301	15,409	△2.47	△4.65	△5.47
世帯当り人数	2.56	2.46	2.39	2.30	—	—	—

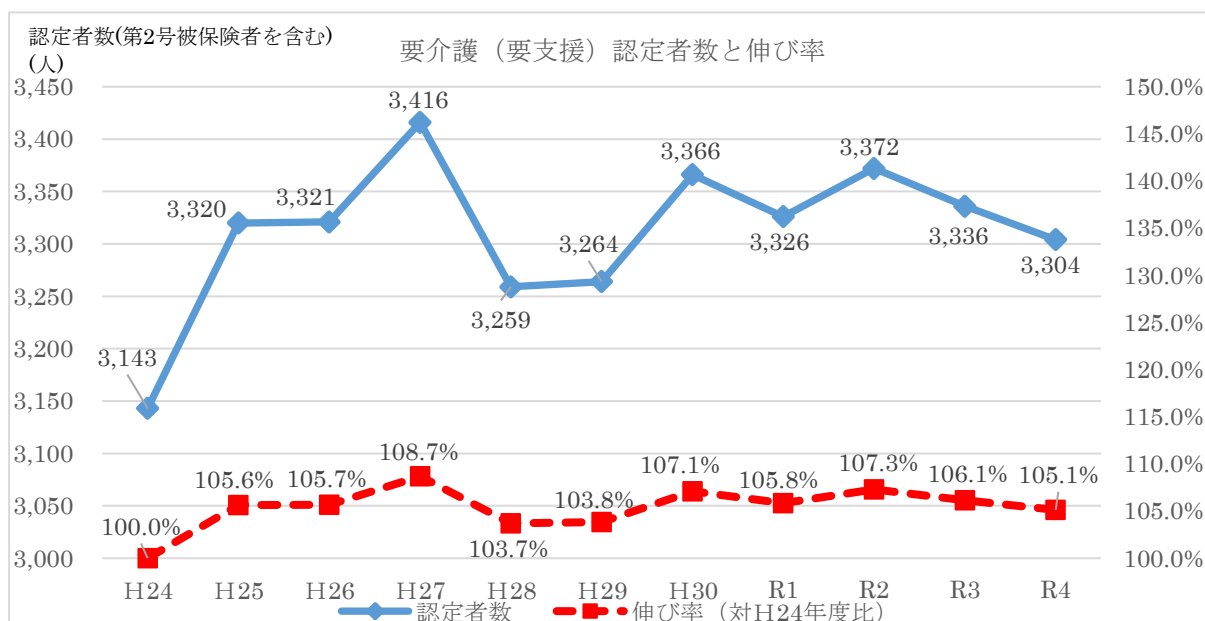
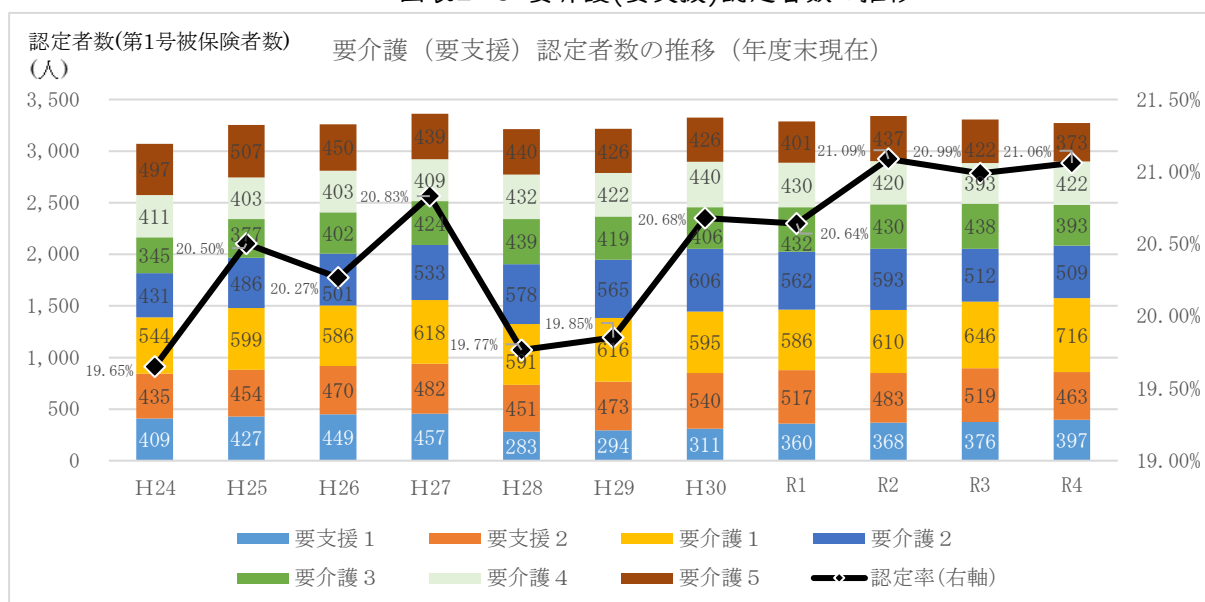


(3) 要介護者・要支援者の状況

介護保険制度¹の創設以来、介護認定者数は増加傾向にあり、平成 24 年の 3,143 人から令和 4 年では 3,304 人と 161 人 (5.1%) 増加、高齢者人口 (65 歳以上) に占める認定率は、平成 24 年の 19.6% から令和 4 年では 21.0% と増加となっておりますが、近年 (令和 2 年度以降) は同程度で推移しております。

今後、本市においても高齢者人口が減少すると見込まれており、認定者数も徐々に減少していくと推計されています。

図表2-5 要介護(要支援)認定者数の推移



¹ 介護保険制度

介護を要する状態になっても、自立した日常生活を営めるよう、必要な介護サービスを総合的に提供できるしくみとして、平成 12 年 (2000 年) 4 月に 40 歳以上を被保険者としてスタートした社会保障制度。

(4) 障がい者の状況

本市における身体障害者手帳所持者は減少しており、令和 5 年度では 1,752 人となり、平成 30 年度に比べて 138 人 (7.3%) の減少となっています。

身体障害者手帳所持者の等級別の推移においても、ほぼ同様に減少しており、高齢化の進展による人口減少が原因と推測されます。

図表2-6 身体障害者手帳所持者の推移(等級別)

(単位:人 %)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	指数
1 級	632	670	690	661	629	621	98.3%
2 級	332	335	317	298	295	281	84.6%
3 級	286	316	308	295	283	266	93.0%
4 級	440	458	436	425	406	391	88.9%
5 級	95	100	96	88	84	87	91.6%
6 級	105	104	111	115	105	106	101.0%
合 計	1,890	1,983	1,958	1,882	1,802	1,752	92.7%

※各年度 3 月 31 日現在。指数は平成 30 年度を 100 とした場合の令和 5 年度の値。

また、本市における療育手帳の所持状況をみると、A(重度)、B(中・軽度)ともに増加傾向にあります。令和 5 年度の障害区分別の構成比では、A(重度)が 41.3%、B(中・軽度)が 58.7%となっています。

図表2-7 療育手帳所持者の状況

(単位:人 %)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	指数
A	184	236	236	234	223	223	121.2%
B	262	311	319	325	322	317	121.0%
合 計	446	547	555	559	545	540	121.1%

※各年度 3 月 31 日現在。指数は平成 30 年度を 100 とした場合の令和 5 年度の値。

次に、本市における精神障害者保健福祉手帳の所持状況をみると、平成 30 年度から令和 5 年度にかけて、75 人 (47.5%) 増加しており、精神障害に対する理解の浸透や支援の重要性が高まっています。等級別では、2 級と 3 級が増加しており、令和 5 年度では手帳所持者の 74.3%が2級となっています。

図表2-8 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

(単位:人 %)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	指数
1 級	14	12	13	13	13	14	100.0%
2 級	117	141	149	155	166	173	147.9%
3 級	27	23	23	37	39	46	170.4%
合 計	158	176	185	205	218	233	147.5%

※各年度3月31日現在。指数は平成30年度を100とした場合の令和5年度の値。

(5) 児童扶養手当・特別児童扶養手当の状況

次に、児童扶養の状況をみると、父または母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などの児童のための「児童扶養手当」の受給者は、平成30年度から令和5年度にかけて64人(22.5%)減少しています。また、精神または身体に障害を有する20歳未満の児童の保護者に対して支給される「特別児童扶養手当」の受給者は、13人(16.3%)増加しています。

図表2-9 児童扶養手当受給者の状況

(単位:人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給人員	285	270	254	238	223	221

※各年度3月31日現在

図表2-10 特別児童扶養手当受給者の状況

(単位:人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給人員	80	85	81	86	89	93

※各年度3月31日現在

(6) 出生者の状況

次に、本市における出生者の状況をみると、平成30年度から令和5年度にかけて、82人(40.2%)減少しています。生まれる子どもの数が減少し続けています。

図表2-11 出生者の状況

(単位:人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
出生者	204	192	163	164	146	122

※各年度3月31日現在

(7) 生活困窮世帯の状況

次に、本市における生活保護世帯の状況をみると、令和 5 年度の生活保護世帯数は 267 世帯で、保護人員 307 人、保護率²8.80%となっており、平成 30 年度から保護世帯、保護人員は減少しているものの、保護率は増加しています。

図表2-12 生活保護の被保護人員・世帯数の状況

(単位:人 %)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
世帯数	268	263	260	256	259	267
人 員	319	317	303	298	294	307
保護率	8.36	8.42	8.21	8.2	8.27	8.8

※各年度平均

(8) 犯罪の状況

次に、本市における犯罪の発生状況をみると、令和 4 年の犯罪での検挙人数は 27 人で、そのうち初犯者が 8 人、再犯者が 19 人となっており、再犯率は 7 割を超えております。平成 30 年からの検挙件数についても、平均の再犯率は 6 割を超えており、再犯率の高さが目立ちます。

図表2-13 初犯者・再犯者別検挙人数の状況

(単位:人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
初犯者	16	8	13	14	8
再犯者	21	23	13	17	19
総 数	37	31	26	31	27

※「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科又は前歴を有するもの

※犯行時年齢が20歳以上の者を計上

※西予警察署管内における検挙数を計上

² 保護率(%)

単位=%oパーミルは、1,000 分の幾つであるかを表し、ここでは人口 1,000 人当たりの生活保護受給者を示す。

第3章 地域福祉にかかる市民意識とニーズ

計画の策定にあたり、地域福祉に係る市民の意識とニーズを把握するため、市民アンケートを以下のとおり実施しました。その結果からみえる課題を整理します。

図表 3-1 調査の実施方法と結果

調 査 対 象	西予市に居住する 18 歳以上の市民 2,000 人
調査の時期と方法	令和 6 年 6 月 郵送による配布・回収
回 収 数 と 回 収 率	有効回答数:896 有効回収率:44.8%

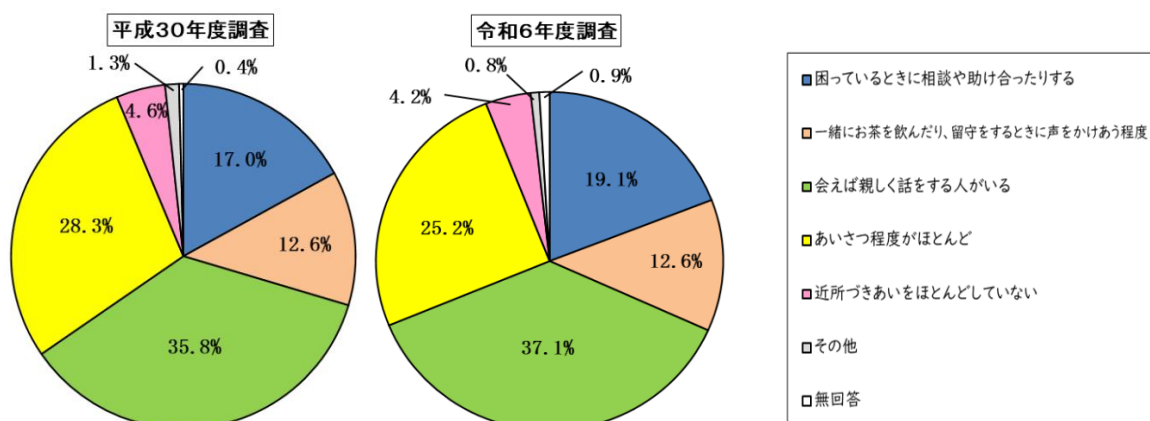
(1) 近所の人との関係が希薄化

ふだんのご近所との関係についての問いに対し、全体では、「会えば親しく話をする人がいる」が 37.1%で最も多く、以下「あいさつ程度がほとんど」(25.2%)、「困っているときに相談や助け合ったりする」(19.1%)と続いています。

前回調査との比較では、「あいさつ程度がほとんど」が 3.1%少なくなり、「困っているときに相談や助け合ったりする」が 2.1%増加しているものの、年齢別では、年代が高くなるほど「困っているときに相談や助け合ったりする」の割合が増え、逆に年齢が低くなるほど「あいさつ程度がほとんど」の割合が増える傾向がみられます。

このことから、徐々に近所とのつながりが希薄になっていることが考えられ、地域への関心を高め、ご近所どうして助け合い、ささえあう関係づくりを進めていく必要があります。

図表 3-2 ご近所の人との関係は次のどれに近いですか



【年齢別集計】

	合に困 った談 りやい す助る るけとき	けるん一 あとだ緒 うきりに 程に留お 度声守茶 ををを かす飲	を会 すえ るば 人親 がし いく る話	ほあ とい んさ どつ 程度 が	なほ近 いと所 いんづ どき しあ てい いを	そ の 他	無 回 答
全 体	19.1%	12.6%	37.1%	25.2%	4.2%	0.8%	0.9%
18～20歳代	5.7%	0.0%	25.7%	54.3%	14.3%	0.0%	0.0%
30歳代	14.0%	4.0%	34.0%	44.0%	2.0%	0.0%	2.0%
40歳代	15.3%	10.5%	26.6%	38.7%	8.9%	0.0%	0.0%
50歳代	15.2%	10.3%	37.9%	33.1%	2.1%	0.0%	1.4%
60～64歳	14.3%	13.4%	37.5%	27.7%	4.5%	2.7%	0.0%
65～74歳	19.0%	12.9%	40.7%	22.3%	3.8%	0.8%	0.5%
75歳以上	23.8%	14.7%	37.8%	18.2%	3.4%	0.9%	1.1%
無回答	0.0%	25.0%	37.5%	0.0%	12.5%	0.0%	25.0%

【地区別集計】

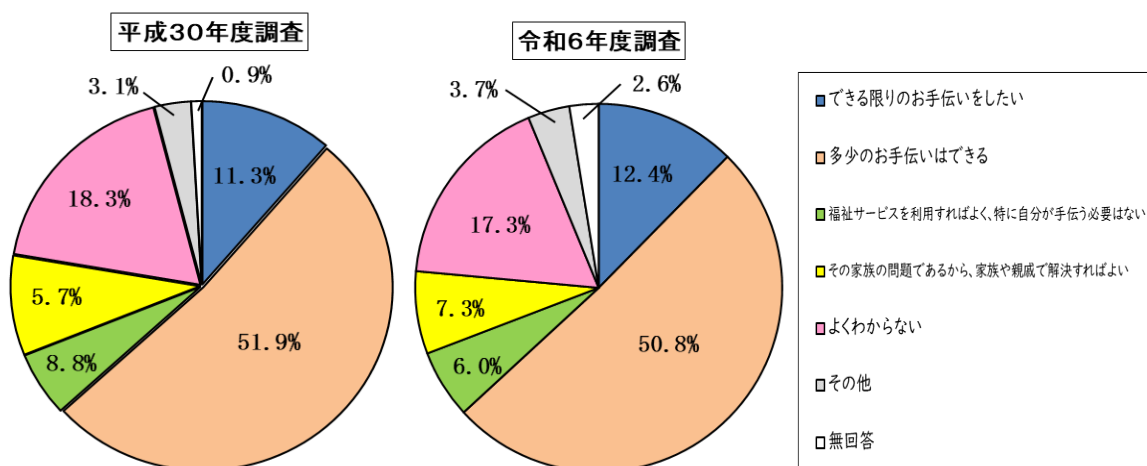
	合に困 った談 りやい す助る るけとき	けるん一 あとだ緒 うきりに 程に留お 度声守茶 ををを かす飲	を会 すえ るば 人親 がし いく る話	ほあ とい んさ どつ 程度 が	なほ近 いと所 いんづ どき しあ てい いを	そ の 他	無 回 答
全 体	19.1%	12.6%	37.1%	25.2%	4.2%	0.8%	0.9%
明浜町	23.6%	15.0%	43.3%	14.2%	3.1%	0.0%	0.8%
宇和町	15.5%	11.6%	33.9%	32.5%	5.0%	0.9%	0.7%
野村町	22.8%	14.6%	40.1%	16.6%	3.0%	1.3%	1.7%
城川町	27.8%	14.3%	42.9%	12.8%	0.8%	0.8%	0.8%
三瓶町	17.4%	10.8%	35.7%	31.5%	4.7%	0.0%	0.0%
無回答	4.2%	4.2%	25.0%	33.3%	20.8%	4.2%	8.3%

(2) 高齢者、障がい者等で困っている世帯には

「多少のお手伝いはできる」が5割を超え(50.8%)最も多く、以下「よくわからない」(17.3%)、「できる限りのお手伝いをしたい」(12.4%)と続いており、前回調査と比較すると「福祉サービスを利用すればよく、特に自分が手伝う必要はない」の割合が2.8%減少しています。

このように、「多少のお手伝いはできる」、「できる限りのお手伝いをしたい」を合わせた割合が63.2%となっており、6割以上の市民が地域にあるさまざまな問題を解決するために相互の助け合いに前向きなことが分かり、これをいかに今後の施策に繋げていくかが課題といえます。

図表 3-3 高齢者や障がい者等で困っている世帯があったら、どのような対応をしますか



(3) ボランティアの輪を広げるには

【参加したことがない理由】

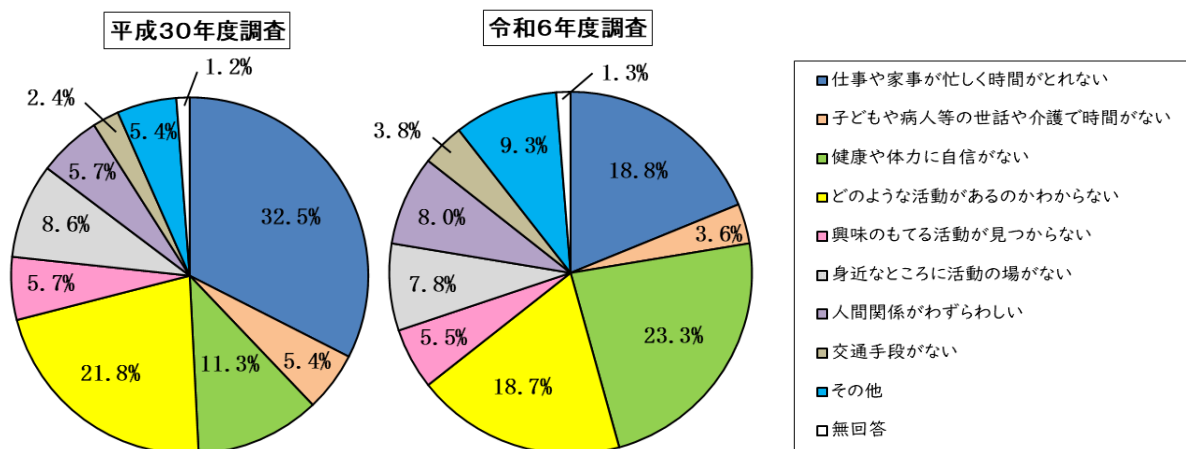
「健康や体力に自信がない」が(23.3%)最も多く、以下「仕事や家事が忙しく時間がとれない」(18.8%)、「どのような活動があるのかわからない」(18.7%)と続いています。前回調査との比較では、「仕事や家事が忙しく時間がとれない」が13.7%少なくなり、「健康や体力に自信がない」が12.0%増えています。

【輪を広げるには】

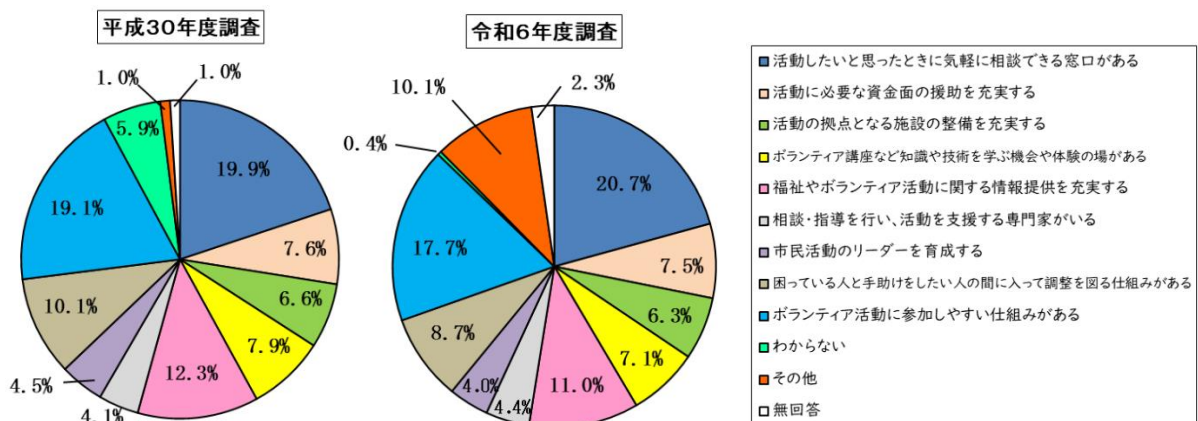
「活動したいと思ったときに気軽に相談できる窓口がある」が(20.7%)と最も多く、以下「ボランティア活動に参加しやすい仕組みがある」(17.7%)、「福祉やボランティア活動に関する情報提供を充実する」(11.0%)で前回調査とほぼ同様となっています。

今後、ボランティアの輪を広げるには、相談できる窓口や情報提供の場の充実が大変重要であり、また参加しやすいしくみづくりを進めていく必要があることが分かります。

図表 3-4 ボランティアに参加したことがない理由は



図表 3-5 ボランティア活動の輪を広げるために、どのようなことが重要だと考えますか

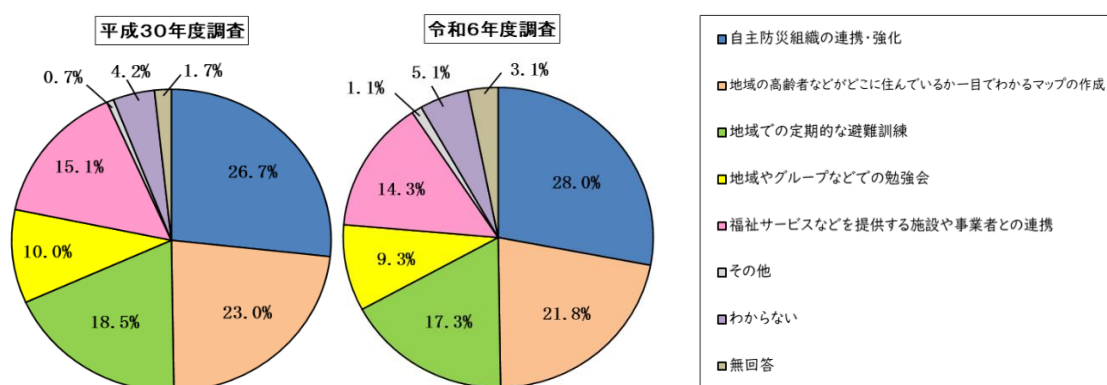


(4) 災害時に住民がささえあう地域づくりについて

災害時に住民がささえあう地域づくりについては、全体では、「自主防災組織の連携・強化」が(28.0%)と最も多く、以下「地域の高齢者などがどこに住んでいるか一目でわかるマップの作成」(21.8%)、「地域での定期的な避難訓練」(17.3%)と続いています。

前回と同様に、住民の危機意識は高まっており、災害時のささえあいについての施策を推進していく必要があります。

図表 3-6 災害時に住民がささえあう地域づくりには、なにが必要だと思いますか

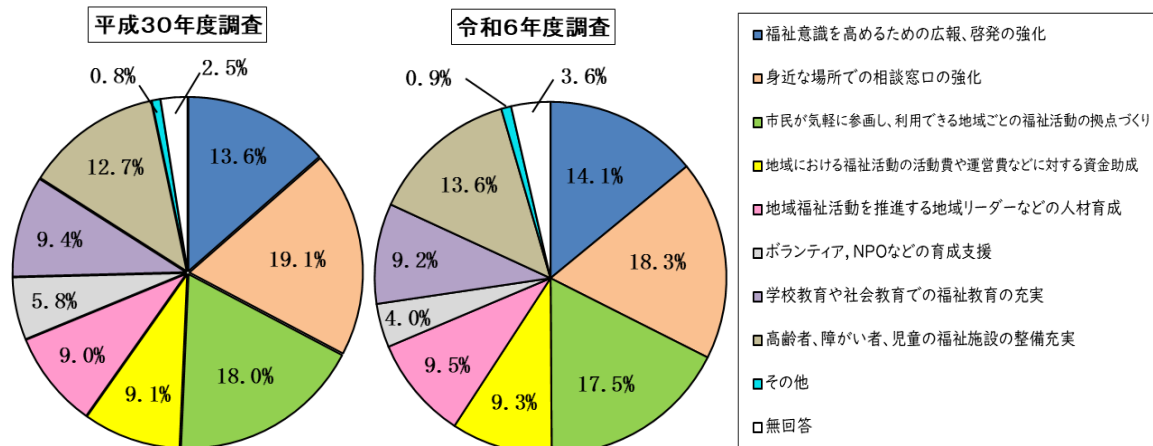


(5) 福祉のまちづくりの推進について

福祉のまちづくりの推進のために必要なものについては、全体では、「身近な場所での相談窓口の強化」が(18.3%)と最も多く、以下「市民が気軽に参画し、利用できる地域ごとの福祉活動の拠点づくり」(17.5%)、「福祉意識を高めるための広報、啓発の強化」(14.1%)、「高齢者、障がい者、児童の福祉施設の整備充実」(13.6%)、と続いており、前回調査との比較においても、大きな変動は見られません。

年齢別では、18～20歳代においては「高齢者、障がい者、児童の福祉施設の整備充実」、30～40歳代において「学校教育や社会教育での福祉教育の充実」、50歳代以上では「身近な場所での相談窓口の強化」や「福祉意識を高めるための広報、啓発の強化」の割合が、それぞれ他の年代に比べ高い割合を示す結果となっています。

図表 3-7 地域福祉を推進するために、なにが必要だと思いますか



(6) 自由記述から

自由記述での意見については、次のとおりとなっています。（意見の多いものから順に記載しています。）

- ①「地域コミュニティの重要性」「地域づくり活動センターとの連携」
- ②「高齢者の交流の場づくり」「独居高齢者対策」
- ③「福祉サービスのわかりやすい情報発信」
- ④「交通弱者対策」「買い物難民対策」
- ⑤「人材確保・育成」「有償ボランティアの活用」
- ⑥「相談窓口の充実」「気軽に相談できる人材・場所の提供」
- ⑦「医療体制の不安への対応」
- ⑧「障がい者支援」

最も多かったのは、近年、少子高齢化や人口減少、コロナ禍などの影響による地域活動の衰退を懸念した、地域コミュニティの重要性に対する意見でした。

以下、高齢者対策の充実、わかりやすい情報発信、交通弱者・買い物難民対策などが続いております。

また、(1)であったように地域コミュニティの希薄化に対する意見も多くあり、今後、地域での助け合いを推進したり、リーダー育成に取り組んでいく必要があります。

第4章 地域福祉推進の基本課題

地域福祉計画策定の基礎となるアンケート調査の結果などからみえる課題を中心に、地域の姿と地域福祉推進上の課題を整理します。

(1) 地域福祉の意識・しくみづくり

一人ひとりがそれぞれの生き方を尊重しながら、誰もがいきがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らしていくものであるという意識のもと、全ての市民が地域社会に参加できるようしくみづくりが必要です。そのためには、子どもの頃からの福祉教育や体験の機会を設けることも重要になってきます。

また、少子高齢化や核家族化、高齢者世帯の増加、人口減少に加え、価値観の多様化などを背景に地域社会のつながりが希薄化し、地域のコミュニティ活動が低下する傾向があります。地域福祉を推進するには、地域住民がお互いに助け合う協力関係をいかに構築していくかが重要です。

(2) 地域福祉をささえる人づくり

近年、地域コミュニティを支える自治会役員や民生委員・児童委員などリーダーとなる人材が不足しています。一方で、地域においては、高齢化が進んでいるものの、地域福祉の担い手となりうる元気な高齢者も多く、こうした人たちが活躍することができる地域のしくみづくりが課題となってきます。

地域活動を進めていくためには、活動を担う人材や、活動の中心となるリーダーの発掘や育成とともに、市民がボランティア活動や地域活動について学んだり、体験したりする機会が必要です。

市社会福祉協議会と緊密に連携し、幅広い市民の参画を得て地域福祉を推進していく必要があります。

(3) 安心して生み育てられるしくみづくり

子ども・子育てを取り巻く環境は、少子高齢化に伴う急速な人口減少や核家族化、また地域のつながりの希薄化などの影響により大きく変化してきており、子育て支援に対する市民の意識も更に高まっています。

一方で、子育てに対する不安や悩みなどに対する相談機能、育児に関する情報提供、また、ひとり親家庭などに対する子育て支援策の充実、子どもの居場所づくりなどさまざまな課題があります。

未来を担う子どもを安心して生み育てることができるよう、子どもとその家庭を地域全体で応援していくしくみづくりが必要です。

(4) 安心してらせるまちづくり

高齢化の進展により、高齢者夫婦世帯や高齢者の一人暮らし世帯の増加が顕著となってきており、要介護高齢者や、生活上の何らかの支援が必要となる高齢者の問題が深刻化しています。こうした状況に対して、地域での見守り体制の充実や、様々な支援策の充実が求められています。

また、子どもや高齢者、障がい者等を犯罪から守るための対策や災害時の避難行動要支援者に関する対策を地域全体で取り組んでいく必要があります。

(5) 福祉サービスの利用促進

市民の生活様式や考え方が多様化し、市民が求める福祉サービスも多様化する中で、市、事業者、ボランティアやNPOなど多様な主体による、さまざまな福祉サービスの提供が求められています。

しかし、どのようなサービスがあるのか、また、どこに相談したらよいのか分からないといった意見も多数あり、様々な媒体を活用したわかりやすい情報発信と、各相談窓口が連携した包括的な相談体制の充実が求められています。

第5章 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

本市は、県内でも2番目に広大な面積を有しており、海岸部から山間部まで様々な地域の特徴があります。少子高齢化、人口減少が急速に進展しており、このことによる担い手不足や、地域コミュニティの衰退は、大きな課題となっております。

このような中、暮らしにおける人と人とのつながりを再構築することで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会づくりが求められています。住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民がささえあい、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともににつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた体制整備を進めていく必要があります。

また、平成 30 年7月豪雨による災害の発生や南海トラフ地震発生の恐れなどから、住民の災害への危機意識が高まっており、安全で安心して暮らせるまちづくりが求められています。

このことから、本計画では次のとおり基本理念を掲げ、市民との協働のもとその実現に向けて取り組みを進めていきます。



出典：厚生労働省資料

(2) 計画の基本目標

「みんながささえあい くらして安心が体感できるまちづくり」の実現を目指した本計画の基本目標と施策の方向を次のように設定します。

基本目標1 ささえあう意識づくり

誰もがいきがいをもち、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域でのささえあいが重要であり、その意識を育むことができるよう、地域での交流の場づくりやしくみづくりを推進します。

また、子どもの頃からの福祉教育や体験の機会を設けることも重要であることから、学校や地域づくり活動センターを通して、地域内での福祉教育や人権教育の充実を目指します。

さらに、社会福祉協議会とともに、地域コミュニティを支える自治会役員や民生委員・児童委員、ボランティア、NPOなどが行う様々な活動を支援し、地域でささえあう力の活性化を図ります。

【施策の方向】

(1) 啓発・広報活動の推進

(2) ふれあい・交流活動の推進

(3) 福祉学習の推進

<重点項目>

(1) 啓発・広報活動の推進 ③地域福祉についての啓発活動の充実

アンケートの設問から、「西予市地域福祉計画」を知っていた人の割合は平成 30 年度 11.7%、令和 6 年度 14.5%と認知度が低いため、まずは「西予市地域福祉計画」の周知に努めます。

基本目標2 つながり・ささえあう地域づくり

地域福祉を推進していくためには、自治会や様々な団体がそれぞれの取り組みを進めていくことも大切ですが、団体間の活動がつながることで、地域課題の解決や新たな取り組みの創造などにつながります。

このため、地域住民やボランティア、地域住民を主体とする各種団体、NPO 等が中心となり、地域課題を解決できるようなしくみづくりを進めていきます。

また、人口減少や少子高齢化が進展していく中、担い手不足から自治会機能が脆弱化しており、

今後、地域福祉活動を推進していくためには活動の拠点が必要となってきます。

このため、多様な住民ニーズに応えることができるような活動拠点づくりを行い、地域課題解決に向けて地域と行政が協働していけるよう取り組んでいきます。

【施策の方向】

- (1) 見守り活動の充実と支援体制づくり
- (2) 住民が主体的に地域課題を解決できる体制づくり
- (3) ボランティア活動の推進
- (4) 公共施設の有効活用・充実
- (5) 各種団体等の活動支援

<重点項目>

- (2) 住民が主体的に地域課題を解決できる体制づくり ①住民組織と行政の協働による地域福祉の推進

令和5年度に各地域へ設置した「地域づくり活動センター」を拠点として、今後も地域課題の解決に向けて地域と行政が協働していく取り組みを進めます。

基本目標3 福祉サービスの充実と包括的な支援体制づくり

住民の生活様式や考え方が多様化し、高齢者や障がい者、児童等を対象とした福祉サービスも多様化する中で、利用者が適切にサービスを選択し利用できるよう、福祉に関する適切な情報提供や相談支援体制の充実に努めます。

また、知的障がい者や認知症高齢者等の判断能力が不十分な方の権利擁護に取り組み、住民の誰もがサービスを利用しやすい環境づくりを推進します。

さらに、地域住民が抱える生活課題に関する様々な相談について、身近な圏域において包括的に受け止め、必要に応じて専門的な相談支援機関につなげていくとともに、対応が困難な課題解決のため、他機関が協働した包括的な支援体制の充実に図ります。

【施策の方向】

- (1) だれもがわかりやすい情報発信の充実
- (2) 相談体制の充実

- (3) 福祉サービスの充実と質の向上
- (4) 成年後見制度の利用促進【西予市成年後見制度利用促進計画】
- (5) 権利擁護（虐待・DV 防止等）の推進
- (6) ケアマネジメントの充実

<重点項目>

- (4) 成年後見制度の利用促進 ①権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

令和5年度に西予市成年後見制度中核機関連絡協議会が発足し、ネットワークづくりを推進していく体制が整いました。今後、さらにネットワークが機能するための取組を進めます。

基本目標4 安全・安心のまちづくり

住民の危機意識が高まっており、より一層安全で安心して暮らせるまちづくりが求められている中、地震、風水害などの災害発生時における避難行動要支援者の支援について地域ぐるみで検討します。

広大な面積を有する本市においては、住民の交通手段の確保も重要な課題であり、高齢者や障がい者等が利用しやすい移動手段の確保に努めるとともに、すべての住民にとってやさしい道路や施設等の環境整備、空き家対策等について取り組みを進めます。

また、子どもや高齢者、障がい者等を犯罪から守るための対策や犯罪をした人等の社会復帰を関係機関が協力連携して支援するとともに、地域住民の理解を得ながら地域社会で孤立させないことで、再犯の防止につなげ、安全で安心して暮らせる社会の実現を図ります。

【施策の方向】

- (1) 災害に強いまちづくり
- (2) 外出・移動支援の充実
- (3) 防犯活動の推進
- (4) 再犯防止施策の推進【西予市再犯防止推進計画】

<重点項目>

- (1) 災害に強いまちづくり ①避難行動要支援者の支援

地域の自主防災会等と連携して、避難行動要支援者の把握及び個別避難計画を作成し支援体制づくりを進めます。

(3) 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向	具体的施策
みんながささえあい くらしで安心が 体感できるまちづくり	ささえあい 意識づくり	(1) 啓発・広報活動の推進	①情報提供の充実と共有化 ②利用者の立場に立った効果的な情報提供の充実 ③地域福祉についての啓発活動の充実
		(2) ふれあい・交流活動の推進	①地域でのふれあい・交流の促進 ②地域行事を通じた住民交流の促進 ③市民や児童・生徒と福祉施設等との交流の促進
		(3) 福祉学習の推進	①家庭や地域での福祉に関する学習機会の提供 ②学校教育における福祉教育の推進 ③生涯学習活動による市民意識の向上 ④男女共同参画の推進 ⑤人権に関する啓発・学習活動への支援
	つながり・ ささえあい 地域づくり	(1) 見守り活動の充実と支援体制づくり	①地域での見守り支援活動の充実 ②横断的な支援体制の構築 ③高齢者等による地域支援活動の育成
		(2) 住民が主体的に地域課題を解決できる体制づくり	①住民組織と行政の協働による地域福祉の推進 ②市民自身の日常的な取り組みの推進 ③社会参加機会の充実
		(3) ボランティア活動の推進	①ボランティア活動の普及・啓発 ②ボランティアセンターの機能の充実 ③ボランティア講座、体験事業の充実 ④ボランティアの資質向上 ⑤高齢者、障がいのある人のボランティア活動の推進 ⑥災害ボランティア推進体制の構築
		(4) 公共施設の有効活用・充実	①地域活動拠点の充実 ②既存施設のバリアフリー化の推進
		(5) 各種団体等の活動支援	①各種団体の支援と連携強化 ②社会福祉協議会との連携強化
	福祉サービスの 充実と包括的な 支援体制づくり	(1) だれもがわかりやすい情報発信の充実	①多様な広報活動の充実 ②サービスの情報提供の充実 ③市民と行政の相互理解の推進
		(2) 相談体制の充実	①相談窓口の充実と関係部署の連携強化 ②専門機関における相談支援の充実 ③民間機関等の相談体制の充実 ④民生委員・児童委員等による相談活動の充実
		(3) 福祉サービスの充実と質の向上	①重層的支援体制整備に向けた取り組みの推進 ②高齢者福祉サービスの充実 ③障がい福祉サービスの充実 ④子育て支援サービスの充実 ⑤地域共生型サービスの整備 ⑥民間サービス事業者の育成支援
		(4) 成年後見制度の利用促進 (西予市成年後見制度利用促進計画)	①権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進 ②権利擁護制度の周知と啓発 ③制度の利用しやすさの向上
		(5) 権利擁護（虐待・DV防止等）の推進	①日常生活自立支援事業の推進 ②虐待防止ネットワークの推進 ③女性への人権侵害に関する相談の充実
		(6) ケアマネジメントの充実	①地域ケアマネジメント体制の充実 ②地域包括ケアシステムの構築 ③庁内等における人材の育成
	安全・安心の まちづくり	(1) 災害に強いまちづくり	①避難行動要支援者支援の体制整備 ②自主防災組織の育成・支援 ③市民の防災意識の高揚 ④防災教育の推進 ⑤福祉避難所の機能強化と訓練の実施 ⑥被災者の見守り・相談支援
		(2) 外出・移動支援の充実	①ユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくり ②公共交通機関の充実 ③福祉有償サービスなどによる移動手段の充実
		(3) 防犯活動の推進	①地域防犯ネットワークの構築 ②地域における防犯パトロール組織の整備
		(4) 再犯防止施策の推進 (西予市再犯防止推進計画)	①更生保護活動への支援 ②広報・啓発活動の推進 ③各種相談への支援 ④国・地方協働による施策の推進

第6章 地域福祉推進の取り組み

基本目標Ⅰ ささえあう意識づくり



(1) 啓発・広報活動の推進

地域福祉を推進していくためには、すべての市民が「ともに暮らし、ともに生きる社会こそ正常である」というノーマライゼーション¹の理念を理解することが重要です。

また、福祉はすべての人に関わる問題でもあり、誰もがライフステージのいずれかの段階で福祉サービスを必要とするものの認識を深めていくことも必要です。

これらを踏まえ、『啓発・広報活動の推進』のために、次のような取り組みを実施していきます。

具体的施策

① 情報提供の充実と共有化	実施主体・所管課
■各関係機関や相談機関における情報提供の充実を図るとともに、個人情報保護に配慮しながら情報の共有化と活用に取り組めます。 ■広報紙やホームページ、行政情報番組を活用した情報発信の充実を図ります。	情報保有部署 情報保有機関 政策推進課
② 利用者の立場に立った効果的な情報提供の充実	実施主体・所管課
■特に視覚障がい者や聴覚障がい者などに配慮し、福祉情報など必要とする情報を誰もが適切に得られるよう、情報提供のさらなる充実に取り組めます。	福祉課
③ 地域福祉についての啓発活動の充実	実施主体・所管課

¹ ノーマライゼーション

障がいの有無や性別、年齢の違いなどによって区別をされことなく、主体的に、当たり前、生活や権利の保障されたバリアフリーな環境を整えていく考え方

■ 市民一人ひとりが福祉に積極的にに関わり、地域社会の中で市民相互の支え合いによって助け合う自助意識や共助意識の高揚を図ります。	福祉課 長寿介護課 社会福祉協議会 各種ボランティア団体
---	---

関連事業

広報広聴推進事業

政策推進課

行動指針

市民の 役割 (自助)	○市や社会福祉協議会などから提供される各種の情報について、日頃から関心を持ちます。
地域の 役割 (共助)	○高齢者や障がいの特性など情報利用者に配慮した情報提供に努めます。 ○各種ボランティア活動などの相互交流を通じて、互いの情報交換と情報の共有化に努めます。
行政の 役割 (公助)	○わかりやすい表現やレイアウトを心がけ、だれもが利用しやすい情報発信に努めます。

(2) ふれあい・交流活動の推進

地域には子どもから高齢者、障がいのある人などさまざまな人が暮らしています。温かな人間関係や、共に生き、共にささえあう心、豊かな地域社会を築いていくためには、地域の様々な人のふれあいの機会づくりが求められています。

また、市民の力を結集したまちづくりの観点からも、市民相互の交流を活発化し、市民の一体感を醸成していくことが重要となっています。

これらを踏まえ、『ふれあい・交流活動の推進』のために、次のような取り組みを実施していきます。

具体的施策

① 地域でのふれあい・交流の促進	実施主体・所管課
■ 高齢者や障がいのある人にとっては生きがいづくりの場として、また、子どもにとっては社会性や協調性を養う機会として、地域のあらゆる交流事業の活性化を進めます。 ■ 高齢者の知識や経験を生かした交流や地域の伝統文化・歴史にふれる活動など世代間交流を促進します。	福祉課 長寿介護課 まちづくり推進課 社会福祉協議会
② 地域行事を通じた住民交流の促進	実施主体・所管課
■ 地域において昔から受け継がれている行事や新たな地域イベントを開催し、地域での市民相互の交流やふれあいの機会づくりに努めます。	まちづくり推進課
③ 市民や児童・生徒と福祉施設等との交流の促進	実施主体・所管課
■ 地域においては、市民や児童・生徒と福祉施設などとの日常的な交流を促進します。	福祉課 長寿介護課 学校教育課 社会福祉協議会

関連事業

地域生活支援事業	福祉課
敬老会活動支援事業	長寿介護課
ふれあい・いきいきサロン事業	社会福祉協議会
地域づくり活動センター生涯学習事業	まちづくり推進課
保健体育総務費庶務事業	まちづくり推進課

行動指針

市民の 役 割 (自助)	○自治会行事をはじめ、さまざまな交流活動へ参加します。
地域の 役 割 (共助)	○自治会における行事やイベント等の充実を図り、住民同士の交流活動を活発化します。 ○自治会行事等への高齢者、障がいのある人等の参加を促進します。
行政の 役 割 (公助)	○学校等における世代間交流を促進します。 ○市民の交流活動を促進する行事やイベント等を実施します。 ○障がいのある人等を支援するコミュニケーションボランティアの養成など、交流活動を支援する人材の養成を図ります。 ○誰もが生きがいを持ち、活躍できる地域づくりを推進するためのしくみを構築していきます。

(3) 福祉学習の推進

次代を担う子どもたちが健やかに成長してくためには、「福祉のこころ」を醸成することも大切です。そのためには、幼児教育や学校教育、障がいのある子どもや高齢者との交流などの福祉分野における取り組みが重要となっています。

また、生涯学習の充実や子どもから大人まで地域で気軽に福祉を学べる機会を創出するとともに、男女共同参画²の推進や人権に係わる啓発・学習活動を進めることにより、地域における福祉活動の展開にも寄与することが期待されます。

これらを踏まえ、『福祉学習の推進』のために、次のような取り組みを実施していきます。

² 男女共同参画

男女が性別にとらわれることなく、お互いの人権を尊重しつつ、ともに喜びも責任も分かち合いながらその個性と能力を十分に発揮し、ともにいきいきと暮らしていくこと。

具体的施策

① 家庭や地域での福祉に関する学習機会の提供	実施主体・所管課
■家庭において親から子へと地域福祉教育が行われるために、親を対象とした地域福祉に関する勉強会の実施に努めます。また、家庭内での実践を通して、親から子へ、子から孫へと福祉に関する教育が受け継がれるように意識啓発を行います。 ■ひとりでも多くの人が福祉に関心を持ち、思いやりや助け合いの精神について理解し、自らが積極的に行動することができるよう、地域福祉について学習する機会を提供します。	学校教育課 長寿介護課
② 学校教育における福祉教育の推進	実施主体・所管課
■学校教育の中で総合的な学習の時間や課外活動の時間などを活用し、福祉保健部門や社会福祉協議会等と連携しながら、体験型の福祉教育を推進していきます。	学校教育課 社会福祉協議会等
③ 生涯学習活動による市民意識の向上	実施主体・所管課
■生涯学習活動として、地域福祉活動に関する講座を充実し福祉教育を進めます。また、地域においては人権学習や世代間交流事業などを積極的に取り入れるなど、地域福祉に関する学習機会の促進に努めます。	まちづくり推進課
④ 男女共同参画の推進	実施主体・所管課
■男女共同参画社会の実現に関する啓発や広報活動の充実を図り、市民の理解を深め、家庭・地域・学校・職場等における慣習・しきたりの見直し等、意識改革を推進しながら、男女がともに参画する家庭づくり・地域づくりを支援していきます。	人権啓発課
⑤ 人権に関する啓発・学習活動への支援	実施主体・所管課
■あらゆる差別や人権侵害をなくすため、地域や職場、学校などにおいて人権問題の学習会に取り組むとともに、啓発ビデオや機材等の学習教材の貸し出しを行い、学習活動の支援を行います。	人権啓発課 学校教育課

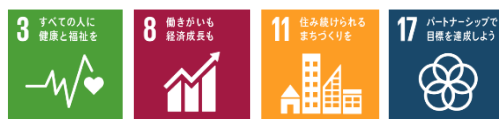
関連事業

認知症総合支援事業	長寿介護課
高齢者疑似体験資材の貸出・出前講座の実施	社会福祉協議会
男女共同参画事業	人権啓発課
人権教育事業	人権啓発課
地域づくり活動センター生涯学習事業	まちづくり推進課

行動指針

市民の 役 割 (自助)	○市などから提供される、地域福祉、人権問題、男女共同参画などに関する情報や学習機会を積極的に活用するよう努めます。
地域の 役 割 (共助)	○地域での地域福祉、人権などに係わる自主的な学習機会づくりに努めます。
行政の 役 割 (公助)	○「西予市男女共同参画基本計画」に基づき、地域福祉、人権尊重、男女平等などに関する意識の啓発と、情報提供を行うとともに、それらの理念を正しく理解するよう意識啓発に努めます。

基本目標2 つながり・ささえあう地域づくり



(1) 見守り活動の充実と支援体制づくり

少子高齢化や過疎化の進行により、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯は増加傾向にあります。さらには、ひとり親家庭、認知症など要介護状態の人、障がいのある人のかかえる家庭など、地域には何らかの支援を必要とする人が暮らしています。

誰もが、住み慣れた地域でいつまでも、ともに暮らしていくためには、このような人たちを的確に把握し、見守り、地域全体でささえあうことが重要となってきます。

これまで、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、ボランティアなど、たくさんの組織や団体が地域で支え合い活動に取り組んでいますが、今後は、より一層連携体制を強化し、生活課題をかかえている住民への支援を充実していくことが求められています。

また、地域福祉の担い手不足が深刻な中、元気な高齢者などの人材が、様々な地域活動に積極的に参加し、ささえ手として活躍するしくみづくりも重要です。

これらを踏まえ、『見守り活動の充実と支援体制づくり』のために、次のような取り組みを実施していきます。

具体的施策

① 地域での見守り支援活動の充実	実施主体・所管課
■ 認知症や障がいのある人など、支援を必要とする人にとって最も身近な地域住民による見守り活動や援助活動のほか、民生委員・児童委員やサービス提供事業者などによる見守り活動、保健師による訪問活動など、プライバシーに配慮しつつ推進します。	福祉課 長寿介護課 健康づくり推進課 社会福祉協議会 地域包括支援センター
② 横断的な支援体制の構築	実施主体・所管課
■ 高齢者や障がいのある人の閉じこもりの発見や防止に努め、地域との交流の機会を提供します。 ■ 育児で閉じこもりがちな親子の社会参加を促すために、児童委員と連携し親子の居場所づくりの充実に努めます。	長寿介護課 福祉課 子育て支援課 健康づくり推進課 社会福祉協議会

■発達障がい児など新たな支援が必要な分野において、その支援体制づくりに努めます。 ■ひきこもりの実態把握や支援体制づくりに努めます。	地域包括支援センター
③ 高齢者等による地域支援活動の育成	実施主体・所管課
■地域で暮らす元気な高齢者や定年退職した人が持つ豊富な知識・経験・能力などが地域活動の中で活躍できるしくみづくりに努めます。 ■それらの人に対して、地域における支援活動への積極的な参加を促し、地域での支援体制のネットワークづくりを促進します。	長寿介護課 福祉課 社会福祉協議会 地域包括支援センター

関連事業

認知症総合支援事業	長寿介護課
一般介護予防事業	長寿介護課
見守りネットワークづくり事業	社会福祉協議会
ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課
小学校特別支援教育負担金事業	学校教育課
中学校特別支援教育負担金事業	学校教育課
精神保健事業	健康づくり推進課

行動指針

市民の 役割 (自助)	○日頃から、地域での見守り活動を行い、支援が必要な人を把握した場合は、民生委員・児童委員などと協力し、関係機関につなぎます。 ○あいさつ、声かけ運動を積極的に実施します。 ○自分の経験を活かし、できる範囲で地域での支援活動に協力します。 ○いつまでも元気に地域で活躍するため、健康づくり、介護予防に努めます。
地域の 役割 (共助)	○自治会での回覧板や広報紙配布に合わせた見守りや声かけに取り組みます。 ○困りごとをかかえている人に早めに気づけるよう日頃から声をかけあ

	います。 ○支援が必要な人、支援をする人の情報を地域で共有し、地域で話し合う場をつくれます。
行政の 役 割 (公助)	○社会的孤立を防ぐため、地域や関係機関との連携を図り、全市的な視野から早期発見・早期対応のネットワークづくりを進めます。

(2) 住民が主体的に地域課題を解決できる体制づくり

地域福祉を推進するためには、福祉に関するコミュニティを形成することが不可欠です。福祉コミュニティは、地域住民自らが地域の問題を自分の問題として受け止め、課題解決を図り、助け合いささえあっているいきいきと暮らしていくという意識なくしては形成することができません。

そこで、多くの人が地域福祉の推進に関心をもち、福祉活動への積極的な参加を促進するために、身近な地域で気軽に福祉について理解を深められ、福祉課題を話し合える拠点づくりが必要です。

これらを踏まえ、『福祉課題を話し合う場づくり』のために、次のような取り組みを実施していきます。

具体的施策

① 住民組織と行政の協働による地域福祉の推進	実施主体・所管課
■市民と行政との協働自治を実現し、コミュニティ(行政区)における主体的な地域福祉活動への支援を図るため、地域づくり活動センターを拠点とし、地域課題解決のためのしくみづくりを進めます。	福祉課 まちづくり推進課
② 市民自身の日常的な取り組みの推進	実施主体・所管課
■地域では、市民がお互いを信頼し助け合うために、基本的な人間関係や近所づきあいを築いていくことが大切であり、市民同士の声かけ運動などを実践します。	福祉課 まちづくり推進課
③ 社会参加機会の充実	実施主体・所管課

■地域のひとり暮らし高齢者や障がいのある人、子育て中の親子など、孤立しやすい人々が社会参加できる機会を充実します。	福祉課 長寿介護課 子育て支援課
--	---------------------------------

関連事業

生活支援体制整備事業	長寿介護課
地域づくり活動センター推進事業	まちづくり推進課
集会施設整備事業	まちづくり推進課

行動指針

市民の 役割 (自助)	○自らが住む地域への関心や理解を深め、地域活動などに主体的に参加するよう努めます。 ○コミュニティに関心を持ち、自らができることを考え、積極的に協力していきます。
地域の 役割 (共助)	○地域活動に関する情報を地域の住民へ提供するとともに、住民各層が参加できる機会づくりに努めます。 ○民生委員・児童委員などの住民組織や行政、民間事業者などの専門機関との連携を図りながら、地域課題の発見力や解決力を高めていきます。
行政の 役割 (公助)	○人口減少を起因とする地域課題への対応するため、地域づくり活動センターを拠点とし、地域と行政が協働し、新たな地域づくり体制を構築します。 ○高齢者の生活支援や社会参加を踏まえた住民活動が広がることを目的に、住民などに働きかけや活動支援を行う生活支援コーディネーター³を配置し、地域ごとに話し合いの場づくりを支援します。

(3) ボランティア活動の推進

³ 生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援を行いながら介護サービスの円滑な利用を促すため、地域の中で関連機関と調整を行う職種。

ボランティアなどの市民団体が活発に社会活動に貢献する時代となっています。市民のニーズが多様化している中で、さまざまな福祉サービスの提供について、これまでのように行政だけが担うのではなく、地域住民・事業者・行政がそれぞれの立場で、それぞれの役割を分担して地域社会を支えていくことが強く求められています。

市民のボランティアへの参加意識は、さまざまなアンケート調査から潜在的に高いと伺えることから、市民の地域活動への意欲が実のあるものへと結び付けられるよう、市民が参加し活動しやすい環境づくりが必要です。

また、これまでボランティア活動は福祉分野が中心でしたが、今後は、まちづくりや地域づくり、さらには災害支援という観点から幅広い分野のボランティアを育成していくことも重要となっています。

これらを踏まえ、『ボランティア活動の推進』のために、次のような取り組みを実施していきます。

具体的施策

① ボランティア活動の普及・啓発	実施主体・所管課
■ 広報紙やホームページなどを活用し、市民にボランティア活動を普及・啓発するとともに、企業などに対し社会貢献の理解を働きかけます。 ■ 地域においても、ボランティア活動への参加を呼びかけます。	福祉課 社会福祉協議会
② ボランティアセンター ⁴ の機能の充実	実施主体・所管課
■ 社会福祉協議会のボランティアセンターの機能充実に努め、ボランティア活動に意欲のある市民・団体などのボランティア登録を促進するとともに、サービスのコーディネート機能を充実します。	福祉課 社会福祉協議会
③ ボランティア講座、体験事業の充実	実施主体・所管課
■ ボランティアの育成やボランティアへのきっかけづくりとして、ボランティア講座や体験事業を充実します。	福祉課 社会福祉協議会

⁴ ボランティアセンター

ボランティア活動の推進や養成をしたり、地域の人達にボランティア活動を広めたり、ボランティアをしたい人とボランティアを必要としている人とをつなぐ役割も果たしています。

④ ボランティアの資質向上	実施主体・所管課
■ ボランティアのニーズを把握し、ボランティア研修の充実を図り、資質向上を支援します。 ■ 活動の核となるリーダーの育成を図るとともに、専門的な技能を有するボランティアを育成します。	福祉課 社会福祉協議会
⑤ 高齢者、障がいのある人のボランティア活動の推進	実施主体・所管課
■ 高齢者や障がいのある人などが自らの経験や知識を地域の福祉活動に生かしながら、生きがいを持った暮らしができるよう、こうした高齢者や障がいのある人などのボランティア活動への参加を支援します。	福祉課 長寿介護課 社会福祉協議会
⑥ 災害ボランティア推進体制の構築	実施主体・所管課
■ 平成 30 年7月豪雨災害を契機に立ち上がった行政、社会福祉協議会、NPO等との災害ボランティア活動に関する3者連携体制の機能強化を図り、災害支援のネットワークづくりにつなげます。	福祉課 社会福祉協議会 NPO、ボランティア

関連事業

一般介護予防事業	長寿介護課
各種ボランティア講座・研修会の開催	社会福祉協議会
生き生きせいのポイントボランティア事業	社会福祉協議会

行動指針

市民の 役割 (自助)	○身の回りで活動するさまざまなボランティア組織の活動内容について日頃から関心を持つとともに、活動への理解を深めます。 ○支援が必要な人や家族は、ボランティアに積極的に相談したり、サービスの利用について検討します。
-------------------	--

地域の 役割 (共助)	○地域としてボランティアへの意識を高め、活動内容を広く周知する機会づくりに努めます。 ○民間事業者や施設とボランティア活動との連携を図ります。
行政の 役割 (公助)	○社会福祉協議会と連携し、さまざまな機会や情報の提供に努め、ボランティアの育成や地域でのボランティア活動への理解を深めます。 ○地域支援事業の活用を踏まえて、地域の中で自主的に活動するボランティアグループの育成と支援に努めるとともに、新たなボランティア活動及び団体の発掘、支援等に努めます。 ○行政・社会福祉協議会・NPO・ボランティア等の連携に関する研修会に参加し、平時から顔の見える関係づくりに努めます。

(4) 公共施設の有効活用・充実

市内には、福祉関係施設をはじめ、教育、文化、スポーツ、コミュニティなどさまざまな分野の公共施設があります。

今後は、これら既存の公共施設を地域活動や社会参加の場の拠点として、有効活用していくことが求められます。

これらを踏まえ、『公共施設の有効活用・充実』のために、次のような取り組みを実施していきます。

具体的施策

① 地域の活動拠点の充実	実施主体・所管課
■地域における活動拠点の確保・充実のため、バリアフリー ⁵ 化などとともに、多様な既存施設の有効活用を図ります。	施設管理主管課
② 既存施設のバリアフリー化の推進	実施主体・所管課

⁵ バリアフリー

建物や道路などの設計で、段差や仕切りをなくすなど、高齢者や障がい者に配慮をすること。

■「高齢者、障害のある人等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）⁶」等に基づき、公共施設や道路、公園等を重点的にバリアフリー化に計画的に取り組めます。 ■不特定多数が利用する民間施設について、事業者への理解を深め、施設のバリアフリー化を促進します。	施設管理主管課
---	---------

関連事業

福祉センター管理運営事業	長寿介護課
老人憩いの家管理運営事業	長寿介護課
児童福祉総務費庶務事業	子育て支援課
住宅管理費庶務事業	建設課
地域づくり活動センター管理運営事業	まちづくり推進課
体育施設維持管理事業	まちづくり推進課

行動指針

市民の 役割 (自助)	○地域活動や社会参加の場として、公共施設を積極的に利用します。
地域の 役割 (共助)	○地域で管理する施設の有効活用を図ります。 ○地域活動や社会参加の場として、公共施設を積極的に利用します。
行政の 役割 (公助)	○広報紙やホームページ等における施設に関する提供情報の強化とともに、利用予約の方法を充実し、市民の利用を促進します。 ○バリアフリー化や市民や地域のニーズを踏まえた施設機能の充実とともに、関係機関の連携による施設間における役割等の調整を行い、既存施設の有効活用を図ります。

⁶ 新バリアフリー法

新バリアフリー法（高齢者障害者移動円滑促進法）は、鉄道駅やバスターミナルなどの公共交通機関を対象とする「交通バリアフリー法」と、デパートや旅客施設などのバリアフリー化をめざす「ハートビル法」を統合し、高齢者や障がい者が移動しやすいまちづくりを一体的に進めるのが目的。

(5) 各種団体等の活動支援

地域では、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、各種社会教育団体など、さまざまな人や団体が活動しています。

しかし、少子高齢化や人口減少の影響により、新たに会員になる人が減少しているなど、団体によっては十分な活動ができていない状況もみられます。

これら、地域福祉を推進していく上で重要な役割を担う各種団体等については、今後も活発な活動の展開が期待されるため、関係機関が協力して活動への支援を充実していくことが求められています。

これらを踏まえ、『地域や各種団体等の活動支援』のために、次のような取り組みを実施していきます。

具体的施策

① 各種団体の支援と連携強化	実施主体・所管課
■ 高齢者、障がいのある人、児童、子育て中の親などの抱える地域課題が解決できる組織体制の構築をめざし、サービス提供を行う事業者や地域の各種団体、民生委員・児童委員等との連携を深める機会を提供し、地域の人材との協力体制の充実を目指します。	福祉課 子育て支援課 長寿介護課 社会福祉協議会
② 社会福祉協議会との連携強化	実施主体・所管課
■ 市民へのきめ細かい福祉サービスを提供するため、社会福祉協議会を地域福祉推進上の中心的な組織として位置づけ、事業運営などに対する支援を実施し、地域の福祉活動を推進していくための連携を図っていきます。	福祉課 子育て支援課 長寿介護課 社会福祉協議会

関連事業

社会福祉協議会運営補助事業	福祉課
障がい者福祉費庶務事業	福祉課
老人クラブ等活動支援事業	長寿介護課
老人福祉費庶務事業	長寿介護課
生涯学習推進庶務事業	まちづくり推進課

行動指針

市民の 役 割 (自助)	○自治会や各種団体への理解を深め、積極的に参加します。
地域の 役 割 (共助)	○自治会活動をホームページ等で紹介するなど、積極的な情報発信を行い、地域住民への理解促進を行うとともに、参加への呼びかけを行います。 ○活動内容の充実や情報発信による会員の増加に努めるとともに、社会福祉協議会等が実施する研修に参加します。
行政の 役 割 (公助)	○広報紙やホームページ、窓口等で自治会や各種団体の広報・啓発を行い、市民の理解を求めるとともに、参加促進を図ります。 ○社会福祉協議会との連携のもと、各種団体等との連絡会議や懇談会等を開催し、団体相互の交流を促進します。 ○自治会や各種団体の活動拠点づくりを推進します。

基本目標3 福祉サービスの充実と包括的な支援体制づくり



(1) だれもがわかりやすい情報発信の充実

市民の生活に関係するさまざまな制度改正等により、行政から市民にお知らせする情報は増加傾向にあります。

しかし、情報を一方的に“流す”だけでは、確実に市民に届いているとは言えません。高齢者や視力・聴力に障がいのある人のことを考えた場合、音声、点字、手話などによる多様な手法を用いた情報の伝達に加え、民生委員・児童委員や地域住民等によるきめ細かな情報提供の体制を確立していくことが必要となっています。

また、情報の内容については、子どもから高齢者、障がいのある人まで、情報を利用する側の視点での工夫が求められており、市民アンケートの結果からもわかりやすい情報提供に対して多数の意見が寄せられています。

これらを踏まえ、『だれもがわかりやすい情報発信の充実』のために、次のような取り組みを実施していきます。

具体的施策

① 多様な広報活動の充実	実施主体・所管課
■ まちづくりや行政運営に関する情報を市民と行政が共有し、相互の理解を深めていくため、情報内容の充実や情報提供の迅速化、双方向化、情報バリアフリー（視聴覚に障がいのある人など情報弱者への配慮）を図ります。 ■ ホームページや SNS を活用した広報活動の充実を図ります。	政策推進課 まちづくり推進課 総務課
② サービスの情報提供の充実	実施主体・所管課
■ 広報紙やホームページ、行政情報番組、各種パンフレット、ガイドブックなどを活用し、保健・医療・福祉サービスに関する情報発信を図ります。	福祉課 長寿介護課 子育て支援課 健康づくり推進課

■各種パンフレット等を市民の身近な施設等に配置し、その内容をわかりやすい表現やレイアウトを心がけ、だれもが利用しやすい情報発信に努めます。 ■クラウドシステムを活用し、地域包括支援センター、福祉事業者等と情報を共有し、有効なサービス利用につなげます。	政策推進課 地域包括支援センター 福祉事業者等
③ 市民と行政の相互理解の推進	実施主体・所管課
■市民と行政の相互理解や信頼感を深めるとともに、協働のまちづくりを推進するため、職員が地域に出向く懇談会などを開催し、市の施策や事業についての説明や市民との対話に努めます。	政策推進課

関連事業

地域生活支援事業（手話通訳育成講座）	福祉課
趣旨普及事業（介護保険制度パンフレット）	長寿介護課
広報広聴推進事業	政策推進課

行動指針

市民の 役割 (自助)	○福祉制度やサービス等に関心を持ち、情報収集に心がけます。 ○近所で情報交換を行います。
地域の 役割 (共助)	○地域の中で困りごとをかかえている人に対し、必要な情報を提供し、サービスにつながるよう支援します。 ○団体相互で情報を共有します。
行政の 役割 (公助)	○広報紙、ホームページ、行政情報番組などを活用し、だれもが利用しやすい情報発信に取り組みます。 ○高齢者や障がい者などに配慮した情報提供に努めます。

(2) 相談体制の充実

一人ひとりの複雑多様な悩みごとに対応するためには、保健・医療・福祉の連携のもとに、高齢者、障がいのある人、子どもを持つ保護者など、誰もが身近な地域で気軽に相談ができる窓口体制の整備と雰囲気づくりが求められています。

また、専門化する相談内容に対応するためには、専門的な知識豊かな人材の配置とともに、関係機関との連携体制を構築する必要があります。

これらを踏まえ、『相談体制の充実』のために、次のような取り組みを実施していきます。

具体的施策

① 相談窓口の充実と関係部署の連携強化	実施主体・所管課
■ 市民の多様な相談内容に迅速かつ的確に対応できるよう、相談支援の専門性を高めるとともに、関係部署の連携強化を図り、庁内の相談体制を充実します。 ■ 高齢者や障がいのある人など市民の誰もが気軽に相談を受けられるよう、庁内部署や関係機関との連携強化に努め、できる限り一つの窓口でさまざまな相談が受けられる「まるごと総合相談窓口」体制の整備に努めます。	福祉課 福祉総合相談センター 長寿介護課 健康づくり推進課 地域包括支援センター
② 専門機関における相談体制の充実	実施主体・所管課
■ 高齢者を対象に、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業などを行う地域包括支援センター⁷の相談体制を一層充実します。 ■ 障害についての相談は、年齢や障害を問わず、発達障がい者や難病患者を含め、ケアマネジメント、権利擁護等を中心とした総合的な相談体制の充実を図ります。	福祉課 長寿介護課 地域包括支援センター 社会福祉協議会

⁷ 地域包括支援センター

保健師又は経験のある看護師、主任ケアマネジャー及び社会福祉士を置き、介護予防ケアマネジメント、医療・財産管理・虐待などの相談・支援、包括的・継続的ケアマネジメント等を業務とする介護保険法に規定された機関。

■子育てに関する相談については、こども家庭センター⁸では専門員を設置し、全ての妊産婦・子育て世帯を一体的に相談支援を行います。また、学校、教育委員会等連携強化し相談体制を充実します。 子育て支援センター⁹では、就学前の乳幼児を持つ保護者の活動や子育てに関する不安や悩みを相談できる交流の場所として体制を充実します。 ■健康増進計画による生活習慣病予防や母子（親子）の健康支援をはじめとする市民の健康支援をします。	こども家庭センター 子育て支援課 健康づくり推進課
③ 民間機関等の相談体制の充実	実施主体・所管課
■市民にとって身近な相談の場となる、社会福祉協議会をはじめ、社会福祉法人・事業者等の相談体制の充実を促進します。	社会福祉協議会・社会福祉法人・事業者等
④ 民生委員・児童委員等による相談活動の充実	実施主体・所管課
■相談内容の多様化、複雑化に対応し、相談者のニーズに応じた的確なアドバイスができるよう、民生委員・児童委員をはじめ各種相談員の資質向上を図り、相談（見守り）活動を充実します。 ■市民が民生委員・児童委員に相談しやすい関係づくりのため、また、市民の多様な相談内容に的確にアドバイスが出来るよう研修会や講習会を充実させ、資質向上や地域への積極的な関わりを推進します。	福祉課 長寿介護課 健康づくり推進課 社会福祉協議会

関連事業

社会福祉総務費庶務事業（民生委員・児童委員）	福祉課
生活困窮者自立支援事業（福祉総合相談センター）	福祉課
総合相談支援事業	地域包括支援センター
認知症総合支援事業	長寿介護課・地域包括支援センター

⁸ こども家庭センター

保健師等が中心となって行う各種相談等（母子保健機能）を行うとともに、こども家庭支援員等が中心となって行うこども等に関する相談等（児童福祉機能）を一体的に行う相談機関。

⁹ 子育て支援センター

地域で子育てをする基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークルの実施など、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う施設。

子育て支援センター事業	子育て支援課
ひとり親家庭医療費助成事業	子育て支援課
児童虐待関係事業	こども家庭センター
精神保健事業	健康づくり推進課
健康づくり推進事業	健康づくり推進課
母子保健事業	健康づくり推進課
心配ごと相談事業	社会福祉協議会

行動指針

市民の 役 割 (自助)	○一人では解決できない問題や悩み、不安などについて、一人で抱えず、身近にいる人や相談員に相談します。 ○周囲の困っている人や家庭へ日頃から気を配り、声かけを行います。
地域の 役 割 (共助)	○社会福祉法人・事業者では、職員の資質向上を図り相談体制の充実に努めるとともに、市民への情報提供に努めます。 ○地域の住民や民生委員・児童委員等各種相談員が連携しながら、地域での見守りのネットワークづくりをめざします。
行政の 役 割 (公助)	○市民が気軽に何でも相談できる「まるごと総合相談窓口」体制づくりに努めます。 ○地域からの相談内容に応じた的確な支援を行うとともに、必要に応じて専門機関等との連携を密に図ります。 ○各種専門職や相談員等に対する研修会を開催し、質の向上を図ります。

(3) 福祉サービスの充実と質の向上

高齢者や子ども、障がいのある人などの分野を問わず、包括的に相談・支援を行う総合的な福祉のまちづくりを目指す必要性が高まっています。

また、近年、様々な分野の課題が絡み合って複雑化し、一つの家庭内で、介護、虐待、貧困など複数の課題を抱えるケースが目立ってきています。

このように、多様化・複雑化する福祉サービスのニーズによりきめ細やかに対応するために

は、民間の事業所はもとより、地域の NPO 等のサービスの新しい担い手となる団体等と連携しながら、質・量ともに十分なサービス確保に取り組んでいくために、包括的な支援体制を構築する必要があります。

これらを踏まえ、『福祉サービスの充実と質の向上』のために、次のような取り組みを実施していきます。

具体的施策

① 重層的支援体制整備に向けた取り組みの推進	実施主体・所管課
■ 包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施できるよう整備に向けた取り組みを進めます。	福祉課 長寿介護課 子育て支援課 社会福祉協議会
② 高齢者福祉サービスの充実	実施主体・所管課
■ 「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、介護保険サービスや高齢者福祉サービスの充実を図ります。 ■ 身近な地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスの提供が可能となるよう、認知症対応型グループホームなど、地域密着型サービス¹⁰の充実を図ります。	長寿介護課
③ 障がい福祉サービスの充実	実施主体・所管課
■ 「障がい者計画、障がい者福祉計画、障がい児福祉計画」に基づき障がい福祉サービスや地域生活支援事業、その他の障がい者に関するサービスの充実を図ります。	福祉課
④ 子育て支援サービスの充実	実施主体・所管課
■ 「子ども・子育て支援事業計画」に基づき子どもの健全育成や子育て支援に関するサービスの充実をはかるとともに、地域で子育てがしやすい環境の整備に努めます。	子育て支援課

¹⁰ 地域密着型サービス

要介護や要支援状態となっても可能な限り、住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるようにするためのサービス。例えば、小規模多機能型居宅介護では、通所介護を基本としながら、利用者の身体状況や希望に応じて、自宅への訪問、事業所への宿泊などができる。

⑤ 地域共生型サービスの整備	実施主体・所管課
■ 高齢者支援と障がい者支援、高齢者支援と子育て支援の様に複合的な福祉サービスの整備を促進し、世代間交流の推進や多様化するニーズへの対応に努めます。	福祉課 長寿介護課 子育て支援課
⑥ 民間サービス事業者の育成支援	実施主体・所管課
■ 福祉事業を行う民間の事業者に対し行政から情報提供を行い、地域住民が必要なサービスを利用できるよう支援します。	福祉課 長寿介護課 子育て支援課 社会福祉協議会

関連事業

【高齢者福祉関連事業：長寿介護課】

はり・きゅう・マッサージ補助事業 ・ 在宅ねたきり老人等介護手当支給事業
緊急通報事業 ・ 老人保護措置事業 ・ 任意事業（介護用品給付、介護相談員派遣）

【障がい者福祉関連事業：福祉課】

障害者自立支援医療費給付事業 ・ 重度心身障がい者医療費給付事業
障害者総合支援給付事業 ・ 地域生活支援事業 ・ 障害児通所支援給付等事業

【子育て支援関連事業：子育て支援課】

放課後児童健全育成事業 ・ 保育所（園）管理運営事業
認可保育所等管理支援事業（民間児童厚生施設活動事業、障がい児保育事業）
保育支援事業（病児保育事業、延長保育事業、一時預かり事業）
子ども医療費助成事業 ・ ひとり親家庭医療費助成事業
母子家庭等対策総合支援事業 ・ 子育て応援券交付事業 ・ 愛顔の子育て応援事業
幼児教育・保育無償化事業 ・ 母子保健事業

【子育て支援関連事業：教育委員会】

地域学校協働活動推進事業 ・ 準要保護児童負担金事業
準要保護生徒負担金事業

行動指針

市民の 役 割 (自助)	○福祉サービスに関する情報を活用するとともに、内容を正しく理解します。 ○福祉サービスの利用に際して、社会福祉法人・事業者などの情報を有効活用し、一人ひとりの状況に応じたサービス利用に努めます。
地域の 役 割 (共助)	○市民の福祉ニーズに的確に対応できるよう質の高いサービスの提供に努めます。 ○サービス利用者が客観的な判断材料をもとに適切なサービスを選択し利用できるよう、社会福祉法人や事業者としての情報提供に努めます。
行政の 役 割 (公助)	○各分野別の計画に基づき、サービスの充実を図ります。 ○サービス利用者が質の高いサービスを利用できるよう、社会福祉法人、事業者などへの情報提供や指導に努めます。

(4) 成年後見制度の利用促進【西予市成年後見制度利用促進計画】

認知症や精神上的の障害があることによって、物事を判断する能力が十分でない方が、住み慣れた地域で、地域の人々と支えあいながら、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるよう地域共生社会の実現を目指す必要があります。

この項目は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第 14 条に基づく市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」(成年後見制度利用促進基本計画)として位置づけ、以下の施策に取り組みます。

具体的施策

① 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

■ 権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、司法・保健・福祉・医療の関係者などが、協力して本人や地域に対して包括的な支援を行うことができるよう、ネットワークが機能するための取組を進めます。

- イ 権利擁護の支援の必要な人の発見・支援
- ロ 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ハ 意思決定支援・身上監護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

② 権利擁護制度の周知と啓発

■ 地域住民や関係機関が成年後見制度を正しく理解することができる環境を整えるとともに、権利擁護支援を必要とする人に対し、成年後見制度を含めた適切な支援に結びつけることができるような相談体制の構築に取り組みます。

また、成年後見制度を安心かつ安全に利用できるようにするため、不正を未然に防止する意識の醸成を図ります。

- イ 広報機能
- ロ 相談機能
- ハ 成年後見制度利用促進機能
- ニ 後見人支援機能
- ホ 不正防止

③ 制度の利用しやすさの向上

- 適切な後見人等候補者の推薦
- 申立者の負担軽減
- 担い手の確保・育成等の推進

関連事業

権利擁護事業	長寿介護課・社会福祉協議会・地域包括支援センター
任意事業（成年後見制度利用支援事業）	長寿介護課
社会福祉総務費庶務事業（成年後見制度利用支援事業）	福祉課
法人後見事業	社会福祉協議会・社会福祉法人

(5) 権利擁護（虐待・DV 防止等）の推進

育児のストレスや介護疲れによる虐待が顕在化しており、その防止に向けた取り組みが重要となっています。

また、虐待やDVが深刻化する前に発見し、早期に対応するため各種専門機関の相談事業の充実も求められているところです。

これらを踏まえ、『虐待・DV 防止の推進』のために、次のような取り組みを実施していきます。

具体的施策

① 日常生活自立支援事業 ¹¹ の推進	実施主体・所管課
■ 自らの判断能力が十分でない人などが必要とするサービスを適切に利用できるよう、日常的な金銭管理を支援する日常生活自立支援事業について、広く市民に対する情報提供を進めるとともに、相談支援体制を充実するなど、わかりやすく、利用しやすい制度の運用と普及を促進します。	長寿介護課 社会福祉協議会
② 虐待 ¹² 防止ネットワークの推進	実施主体・所管課
■ 高齢者や障がいのある人、子どもなどへの虐待を未然に防止するため、虐待防止ネットワークを確立し虐待の早期発見・予防に取り組むとともに、虐待が発生した場合の権利擁護を含めた問題解決のため、情報の一元管理や関係機関との緊密な連携を推進します。 ■ 保護者や介護者などの身体的・精神的ストレスによる虐待を予防するため、相談体制の充実や負担軽減のための事業の充実を進めていきます。	長寿介護課 健康づくり推進課 福祉総合相談センター 地域包括支援センター
③ 女性への人権侵害に関する相談の充実	実施主体・所管課

¹¹ 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービス、書類等の預かりサービスを行う事業。

¹² 虐待

自分の保護下にある者（ヒト、動物等）に対し、長期間にわたって暴力をふるったり、日常的にいやがらせや無視をするなどの行為を行うこと。

■DV（ドメスティック・バイオレンス）¹³などの人権侵害に関して気軽に相談できる窓口を設置し、関係機関と連携しながら相談体制の充実を図ります。また、DV被害者の安全を確保するため、一時的な保護や自立支援などに努めます。	福祉課 福祉総合相談センター 人権啓発課
---	-------------------------------------

関連事業

児童虐待関係事業

子育て支援課

地域生活支援事業（障がい者虐待防止対策支援事業）

福祉課

社会福祉総務費庶務事業（DV関係事業）

福祉総合相談センター

行動指針

市民の 役割 (自助)	○日常生活自立支援事業や成年後見制度といった権利擁護に関する制度内容について理解し、必要に応じて活用していきます。 ○見守り活動などを通じて、権利擁護の必要な人を発見し相談へつなげられるよう努めます。
地域の 役割 (共助)	○サービスを提供する事業所での権利擁護に関する意識啓発や正しい理解の普及に努めます。 ○地域全体としての見守りネットワーク活動の中で、権利侵害などの早期発見に努め、行政や専門機関への適切な対応につないでいきます。
行政の 役割 (公助)	○虐待対応マニュアルを作成し、早期発見に努め、通報があった場合には関係機関と連携し、早期に対応するよう努めます。

¹³DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力、親子間の暴力等

(6) ケアマネジメントの充実

市民が福祉サービスを利用する場合、複数のサービスを必要とすることも多く、また、サービスの内容が福祉分野に限られるわけではありません。そのため、保健・医療・福祉が連携し、サービスが総合的に提供される必要があり、そのための手法としてサービスをマネジメントする仕組みが重要となります。

介護保険制度では、要介護や要支援に認定された高齢者について、介護支援専門員（ケアマネジャー）が保健・医療・福祉の各種サービスを結びつける「ケアマネジメント」を実施しています。

また、障害者総合支援法におけるサービスの実施をはじめ、さまざまな生活課題を抱えた人に対しても、介護保険制度と同じようなケアマネジメントの導入が求められています。

高齢者や障がいのある人だけでなく、すべての市民の生活の質を高め、また、地域福祉を推進していく上でも、ケアマネジメントの充実を図ることが必要です。

これらを踏まえ、『ケアマネジメントの充実』のために、次のような取り組みを実施していきます。

具体的施策

① 地域ケアマネジメント ¹⁴ 体制の充実	実施主体・所管課
■ 子どもから高齢者、障がいのある人など、福祉全般にわたる多様な課題・ニーズに対応し、必要なサービスが適切に利用できるよう、庁内関係部署や医師会、専門機関の連携による総合的な相談体制を確立します。	福祉課 長寿介護課 健康づくり推進課 地域包括支援センター 社会福祉協議会 医師会
■ 高齢者・障がいのある人あるいは子育て等各分野にわたる相談支援やサービス調整の機能を集約する地域ケアマネジメント体制を確立し、支援施策全体の検討や困難事例など相談に関する技術的な支援、福祉活動の関係者による情報交換の機会等の充実を図ります。	

¹⁴ 地域ケアマネジメント

福祉・保健・医療をはじめ、教育・就労などの幅広いニーズと、さまざまな地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけ調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発をも推進する援助方法を指す。

② 地域包括ケアシステム ¹⁵ の構築	実施主体・所管課
■ 2025 年問題を控え、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、これまでの医療・介護・予防に加え、住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指します。	関係部署 関係機関
③ 庁内等における人材の育成	実施主体・所管課
■ 庁内の関係部署や関係機関における専門性を高めるため、研修機会の充実を図るとともに、必要な専門的人材の確保を図ります。	関係部署 関係機関

関連事業

介護予防ケアマネジメント事業	長寿介護課
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	長寿介護課
在宅医療・介護連携推進事業	長寿介護課
介護支援専門員連絡会	地域包括支援センター
地域ケア会議の開催	地域包括支援センター

行動指針

地域の 役割 (共助)	○要支援1,2及び総合事業対象者に対し、公的サービスだけではなく地域の多様な主体が実施するサービスも考慮した介護予防ケアプランを作成し、自立支援・重度化防止に向けた支援を行います。 ○サービス提供事業者による事業所内研修の実施や外部研修へ積極的に参加するなど、ケアマネジャー等の資質向上を図るとともに、行政との連携を密にし、市におけるケアマネジメント体制の強化に協力します。
-------------------	---

¹⁵ 地域包括ケアシステム

介護が必要になった高齢者も、住み慣れた住宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・住まい等の5つの分野で一体的に受けられる支援体制のこと。

行政の 役 割 (公助)	○保健・医療・福祉関係者等からなる地域ケア会議を定期的を開催し、高齢者や障がいのある人が個々の状態に応じた適切なサービスが受けられるよう、総合調整を実施します。 ○地域包括支援センターを核とした総合相談体制の充実を図るとともに、関係機関等が連携した見守りやささえあい等のネットワーク化を図ります。 ○ケアマネジメントの質の向上を図るため、サービス事業者との連絡会等を開催し、県及び事業者とも連携を図りながらケアマネジャー等に対する支援及び資質の向上に努めるほか、困難事例への支援等を行います。
-----------------------------	---

基本目標4 安全・安心のまちづくり



(1) 災害に強いまちづくり

地震や風水害など災害発生時には、高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者はスムーズな避難が難しく、また、生命や身体の危険に直結するため、災害発生時の避難体制、災害発生後の様々な支援体制について平時から整えておく必要があります。

平成30年7月豪雨災害においては、河川氾濫や土砂災害などが発生し、尊い命が奪い去られ、住まいやライフラインなどが甚大な被害を受け、現在もお市民の生活に大きな影響を与えています。

今後、豪雨災害での経験を踏まえ、あらゆる災害から市民の生命、財産を守るため、行政において災害対策を推進するとともに、高齢者や障がいのある人が暮らす地域での自主的な防災活動や支援の体制づくりが非常に重要となっています。

これらを踏まえ、『災害に強いまちづくり』のために、次のような取り組みを実施していきます。

具体的施策

① 避難行動要支援者支援の体制整備	実施主体・所管課
■避難行動要支援者支援計画に基づき、災害発生時、自ら避難することが困難な方々の、迅速な避難を確保するため、情報を把握し、地域と連携しながら避難誘導等の支援体制確立を目指します。	福祉課 長寿介護課 危機管理課 健康づくり推進課
② 自主防災組織 ¹⁶ の育成・支援	実施主体・所管課

¹⁶ 自主防災組織

主に自治会が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体のこと。

■地域ぐるみで防災体制の充実を図るため、組織の見直しと機能強化を図るとともに、自主防災組織を育成します。 ■関係機関・団体等と連携し、災害時における緊急連絡体制を整備するなど、防災ネットワークを構築します。	危機管理課
③ 市民の防災意識の高揚	実施主体・所管課
■ハード整備によって、すべての災害から人命・財産等を守ることが困難との認識のもと、確実な避難の実現に向け、ハザードマップの改定やタイムライン（防災行動計画）の作成などを通じ、住民一人ひとりの防災意識の高揚と災害対応力の向上を図ります。 ■地域において、定期的に防災訓練、避難訓練等を実施し、災害時に地域住民や各種団体が、どのような役割を担うべきか認識することにより防災意識の高揚を図ります。 ■広報紙やホームページ、行政情報番組、SNS を活用し、だれもが利用しやすい情報発信で防災意識の高揚を図ります。	総務課 危機管理課 政策推進課
④ 防災教育の推進	実施主体・所管課
■豪雨災害の経験を風化させないことが重要であり、学校教育、社会教育の両面において、経験を踏まえた防災教育を取り入れ、防災意識の高揚と災害対応力の向上を図ります。	危機管理課 政策推進課
⑤ 福祉避難所¹⁷の機能強化と訓練の実施	実施主体・所管課
■指定している福祉避難所において、災害時、福祉避難所の開設に必要な備品等を整備し、また定期的に避難所設置運営訓練等を行い、機能強化を図ります。	福祉課 危機管理課
⑥ 被災者の見守り・相談支援	実施主体・所管課

¹⁷ 福祉避難所

災害時、介護の必要の高齢者や障がい者など、特に配慮の必要な避難者を受け入れる避難所のこと。高齢者福祉施設や障がい者支援施設など、人員や設備の整った施設等が指定されている。

■豪雨災害の被災者が、安心した日常生活を取り戻し生活再建ができるよう、「地域ささえあいセンター」を設置し見守りや生活支援、地域交流の促進等を実施します。	福祉課 社会福祉協議会
---	------------------------

関連事業

社会福祉総務費庶務事業（避難行動要支援者管理運営事業）	福祉課
福祉避難所機能強化・整備促進事業	福祉課
防災対策推進事業（災害用備蓄物資、資機材・施設整備事業）	危機管理課
防災対策啓発活動事業（自主防災組織活動育成補助事業）	危機管理課
防災行政無線・情報システム整備事業	危機管理課
災害対策費庶務事業	危機管理課
復興支援事業	政策推進課
民間住宅等耐震化・改善促進事業	建設課
危険空家除却事業	建設課

行動指針

市民の 役割 (自助)	○日常生活を通じ地域の人との交流を深めるとともに、地域での見守り活動や避難訓練などに積極的に参加します。 ○日頃から防災に関する情報に関心を持ち、活用し、また、学習機会へ参加するなどし、防災意識を強く持って行動できるようにします。
地域の 役割 (共助)	○地域での防災訓練、避難訓練などを行い、災害時における避難行動要支援者などの支援体制づくりを進めます。 ○地域の実情に応じた防災マップの作成など、コミュニティを通じた自主活動に取り組みます。
行政の 役割 (公助)	○関係機関との密接な連携確保とともに、地域での人材育成の支援に努めるなど、実効性ある防災体制を確保します。 ○地域防災計画などをもとに、効果的な施設整備、体制整備に取り組みます。

	○避難行動要支援者支援計画に基づき、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、自治会、地域住民等の協力による避難行動要支援者への支援体制づくりを推進します。 ○市内各地域において、地域住民や関係機関と連携した避難訓練、防災訓練を実施し、災害対応力の向上を図ります。 ○保健・福祉・医療関係者との連携のもと、災害時における高齢者や障がいのある人の避難生活に備えて、避難場所への医療関係者や介護スタッフの派遣など、避難後のケアに関するマンパワーを確保します。
--	--

(2) 外出・移動支援の充実

子どもから高齢者、障がいのある人など誰もが安全かつ円滑に移動でき、また、活動の場を広げ、自由な社会参加を活発化するためには、道路や交通安全施設の充実とともに、利用しやすい移動手段を確保することが重要です。

また、高齢者や障がいのある人がバス等を利用する際の手助けや支援など、公共交通機関の充実とともに、市民の「おでかけ」への支援も必要となっています。

これらを踏まえ、『外出・移動支援の充実』のために、次のような取り組みを実施していきます。

具体的施策

① ユニバーサルデザイン ¹⁸ の視点を取り入れたまちづくり	実施主体・所管課
■新たに設置する施設などにおいて、高齢者や障がいのある人のための特別な仕様でつくるのではなく、すべての人が安全で快適に利用できるユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくりを進めます。	施設設置者
② 公共交通機関の充実	実施主体・所管課

¹⁸ ユニバーサルデザイン

年齢者や障害の有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。

■ 自家用車が使えない高齢者、障がい者等にとっても「おでかけ」が可能となる交通体系の確立を目指します。 ■ 交通機関の有機的連携などにより通勤・通学者の利便性向上を図ります。	まちづくり推進課 長寿介護課 福祉課 教育総務課
③ 福祉有償サービスなどによる移動手段の充実	実施主体・所管課
■ 高齢者や障がいのある人などをはじめ、より多くの人々が、気軽に社会参加でき、さまざまな交流を深めることができるよう、福祉有償サービスなどによる地域の交通手段を充実します。	まちづくり推進課 長寿介護課 福祉課

関連事業

障がい者福祉費庶務事業	福祉課
地域公共交通確保維持改善事業	まちづくり推進課
デマンド乗合タクシー運行事業	まちづくり推進課
生活交通バス運行事業	まちづくり推進課
卯之町はちのじまちづくり推進事業	まちづくり推進課
都市計画策定管理事業	建設課
道路新設及び改良事業	建設課
高齢者路線バス利用補助事業	長寿介護課
スクールバス維持管理事業	教育総務課

行動指針

市民の役割 (自助)	○身の回りで、歩行・通行上の危険箇所などに気づいたら役所等へ知らせます。 ○バリアフリーやユニバーサルデザインの趣旨を理解するとともに、公共施設などの利用に際しては一人ひとりが周囲に配慮して行動します。
---------------	---

地域の 役 割 (共助)	○バリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりを全市的に推進できるよう、そのために地域としてできることを考え、行動していきます。
行政の 役 割 (公助)	○バリアフリーやユニバーサルデザインについて市民への情報提供に努めるとともに、職員一人ひとりがその必要性を十分認識し、事業・サービスの推進に心がけます。 ○西予市地域公共交通網形成計画に基づき、市民が「おでかけ」しやすい交通体系の確立を目指します。

(3) 防犯活動の推進

少子高齢化、人口減少に伴う地域コミュニティの希薄化など、青少年を取り巻く環境は大きく変化しており、さまざまな社会の悪循環を背景に犯罪の多発や凶悪化が全国的な社会問題になっています。

今後は、行政や警察等の関係機関による取り組みとともに、地域における自主的な防犯グループの育成や子ども・高齢者等の見守り、声かけ運動の実施など、地域ぐるみ防犯運動を推進していくことが必要となっています。

これらを踏まえ、『防犯活動の推進』のために、次のような取り組みを実施していきます。

具体的施策

① 地域防犯ネットワークの構築	実施主体・所管課
■防犯に関する講習会などを実施し、市民一人ひとりの防犯意識を高めます。 ■高齢者や障がいのある人などを狙う悪質商法や子どもを巻き込む事件などを防ぐため、啓発や相談活動の充実に努めるとともに、青少年育成団体や地域の防犯活動への支援を行うなど、地域での安全活動の充実に図り、地域や関係団体・関係機関との連携による防犯活動を展開します。	総務課 まなび推進課 経済振興課 長寿介護課 福祉課

② 地域における防犯パトロール組織の整備	実施主体・所管課
■地域における犯罪を地域住民で防ぐために、行政、関係団体が連携し、地域住民による防犯組織の強化を図り、地域全体で防犯体制づくりを促進します。	総務課 まなび推進課 経済振興課 長寿介護課 福祉課

関連事業

防犯対策事業	総務課
交通安全対策事業	総務課
社会福祉総務費庶務事業（更生保護支援事業）	福祉課
消費生活事業	経済振興課
青少年健全育成事業	まなび推進課

行動指針

市民の 役 割 (自助)	○声かけ運動や地域における防犯パトロール活動に参加します。
地域の 役 割 (共助)	○地域住民・自治会・関係団体・学校・警察等が連携した防犯パトロール活動を実施します。
行政の 役 割 (公助)	○広報紙やホームページ、行政情報番組、SNS を活用し、だれもが利用しやすい情報発信で防犯意識の高揚を図ります。 ○防犯灯の設置への支援などにより犯罪が発生しにくい地域環境の整備を促進します。

(4) 再犯防止施策の推進【西予市再犯防止推進計画】

全国では刑法犯の検挙者数は減少していますが、再犯者数はあまり減っておらず、検挙者のうち約半数が再犯者となっており、犯罪の繰り返しをいかに防止するかが重要となっています。令和4年の再犯者率は47.9%で前年の48.6%から0.7ポイント低下しております。

犯罪をした者等（犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者）の中には、貧困や疾病、障害、厳しい生育環境など様々な生きづらさを抱え、立ち直るための十分な支援を受けることができず、再び犯罪等を行ってしまうという実態があります。再犯の防止等が犯罪対策において重要であることを鑑み、再犯を防止するために、社会復帰後、地域社会で孤立しない・させないための「息の長い」支援等、国・地方公共団体・民間協力者が一丸となった取組が求められています。

このような中、再犯の防止等に係る国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、必要となる施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」が平成28年12月に施行され、国は、平成29年12月に「再犯防止推進計画」（第一次）、令和5年3月には第一次計画の内容を発展させて再犯防止施策の更なる推進を図るため、「第二次再犯防止推進計画」を閣議決定、愛媛県は令和2年2月に「愛媛県再犯防止推進計画」、令和6年3月には引き続き再犯防止施策を総合的かつ計画的に進めていくため、「第二次愛媛県再犯防止推進計画」を制定しております。

本市においては、本項目を再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として位置付け、地域福祉計画と一体的に安全で安心して暮らせる社会を実現するために、再犯防止施策の推進に取り組みます。

具体的施策

① 更生保護活動への支援	実施主体・所管課
■保護司、更生保護女性会等の団体活動について包括的支援を行います。 ■保護司の活動拠点である更生保護サポートセンターの運営等を支援します。	福祉課 保護司会 更生保護女性会
② 広報・啓発活動の推進	実施主体・所管課
■保護観察所や保護司会、更生保護女性会などの関係機関と連携して、7月の再犯防止啓発月間の推進や「社会を明るくする運動」に取り組み、再犯防止や更生保護に関する理解を促進します。	福祉課 まなび推進課 保護観察所 保護司会 更生保護女性会

■学校等と連携した講演会等を開催し、児童生徒への啓発活動を行います。 ■ホームページや広報紙を通じて啓発活動を行います。	
③ 各種相談への支援	実施主体・所管課
■福祉総合相談センターを窓口、関係機関と連携して、各種相談（就労、住居等の確保、生活困窮、高齢又は障がいのある人等）に対して必要な支援へ結びつけます。	福祉課 福祉総合相談センター 建設課 長寿介護課 社会福祉協議会 地域包括支援センター
④ 国・地方協働による施策の推進	実施主体・所管課
■総合的かつ効果的な再犯の防止等に関する対策を実施するという国の方針に基づき、国が実施する施策への協力に努めます。	福祉課 福祉総合相談センター 保護司会 更生保護女性会 矯正就労支援情報センター（コレワーク） 刑務所 検察庁 更生保護施設 少年院 少年鑑別所 保護観察所

行動指針

市民の 役割 (自助)	○再犯防止啓発月間及び「社会を明るくする運動」への理解を深め、積極的に参加します。 ○保護司会や更生保護女性会等の更生保護ボランティア活動に理解を深め、その活動に参加・協力します。 ○犯罪から立ち直ろうとする人などが、孤立することなく、地域の一員として社会復帰することへの理解を持ちます。
地域の 役割 (共助)	○地域で見守り、必要に応じて相談機関へつなげます。 ○あらゆる関係団体で連携を図り、地域全体で犯罪や非行の防止と立ち直りを支える意識を持ちます。 ○事業所などは、居場所づくりや社会復帰に不可欠となる就労などへの支援に努めます。

行政の 役 割 (公助)	○犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くため、再犯防止啓発月間の推進や「社会を明るくする運動」等を通して、再犯防止に関する地域での理解を促進します。 ○安全・安心に暮らせる社会の実現に寄与するため、更生保護に携わる保護司会や更生保護女性会等の活動を支援します。 ○身近な地域の活動拠点となる更生保護サポートセンターの運営を支援します。 ○犯罪をした者等について、保護観察所や矯正施設等の刑事司法関係機関及び保護司会、更生保護女性会等の更生保護関係機関の支援者・団体並びに民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の福祉関係機関との連携により、必要な福祉支援へ結びつけ、地域全体で立ち直りを支援することで、安定した生活を実現し、再犯の防止を推進します。
-----------------------------	--

第7章 計画の推進体制

(1) 計画の推進と普及啓発

本計画の推進にあたって、地域福祉の担い手である地域住民の積極的な参加を促すとともに、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体などと連携し、地域一体となって地域福祉活動を推進していく必要があります。

そのため、市の広報誌やホームページ等を活用し、本計画の「理念」と「取り組み」を広く周知します。

(2) 社会福祉協議会との連携

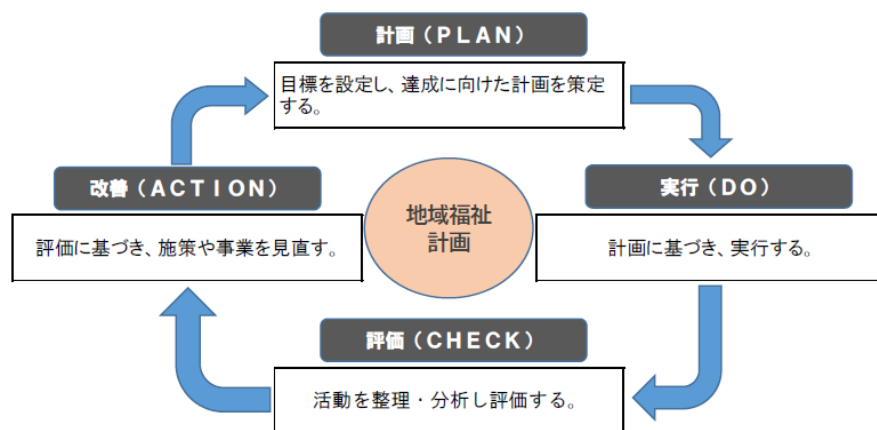
平成 12 年の社会福祉法の改正により、地域福祉の推進が社会福祉の理念として規定されるとともに、社会福祉協議会が地域福祉の推進を担う中核的な団体として明確に位置づけられました。社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施・普及・助成など、地域に密着しながら、地域福祉を推進するためのさまざまな事業を行っています。

本計画の基本理念及び基本目標を達成するために、地域福祉活動への住民参加をはじめとして、計画の各分野で市社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されています。

このため、社会福祉協議会が策定する「第2期西予市地域福祉活動計画」と相互に連携しながら、本計画に基づく各施策を推進します。

(3) 計画の進捗管理

本計画の進捗管理を行うため、関係部署、関係機関と連携し PDCA サイクルにより進捗状況を把握・評価し、その後の計画の推進に反映していきます。



資料編

(1) 計画策定経過

年 月	内 容	
令和6年5月	第1回 地域福祉計画庁内検討委員会	1 委員長及び副委員長の選出 2 地域福祉計画策定方針の検討 3 アンケート調査の検討 4 その他
令和6年6月～9月	「地域福祉アンケート調査」の実施	アンケート集計・分析、計画素案の作成
令和6年10月	第2回 地域福祉計画庁内検討委員会	1 地域福祉計画素案の検討
令和6年10月	第1回 地域福祉計画策定委員会	1 委員長及び副委員長の選出 2 地域福祉計画策定方針について 3 アンケート集計・分析及び課題の検討 4 地域福祉計画素案の検討 5 その他
令和6年12月～令和7年1月	パブリックコメント	
令和7年2月	行政経営戦略会議	1 地域福祉計画について

(2) 西予市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成 25 年 10 月 31 日

西予市告示第 153 号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条に規定する地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、西予市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、これを市長に提言するものとする。

- (1) 地域福祉計画の調査及び研究に関すること。
- (2) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域福祉計画の策定に関し委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員 14 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉関係事業者
- (3) 市民を代表する者
- (4) 市職員
- (5) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する提言の日までの期間とする。

2 任期の途中において委員に欠員が生じたときは、後任の委員を委嘱し、又は任命することができるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉事務所福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年告示第 46 号)

この告示は、平成 28 年4月1日から施行する。

(3) 西予市地域福祉計画策定委員名簿

No.	構成	所属	役職	氏名	備考
1	学識経験者	西予市議会厚生常任委員会	委員長	中村 一雅	副委員長
2	〃	西予地区保護司会	会長	水口 秀昭	
3	〃	西予地区更生保護女性会	会長	久保田 ナリ子	
4	社会福祉関係者	西予市社会福祉協議会	会長	宗 正弘	
5	〃	西予総合福祉会	理事長	清家 浩之	
6	〃	三瓶福祉会	理事長	藤原 由美	
7	〃	西予市民生児童委員協議会	会長	正司 弘	
8	〃	西予市身体障害者協会	会長	二宮 浩次	
9	〃	西予市手をつなぐ育成会	会長	三瀬 計浩	
10	市民代表	西予市老人クラブ連合会	会長	和家 康治	
11	〃	西予市連合婦人会	会長	宇都宮 知江	
12	市職員	西予市	副市長	酒井 信也	委員長
13	〃	西予市福祉事務所	所長	長野 静香	

第4次西予市地域福祉計画

発 行 愛媛県西予市

編 集 西予市福祉事務所 福祉課

〒797-8501 愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1

TEL 0894-62-6428

FAX 0894-62-3055

E-mail fukushika@city.seiyo.ehime.jp